

1 1 - 0 9 - 0 0 1
2 6 0 - 0 0 - A

# 企業におけるコンプライアンス体制の整備状況 に関する調査

- 独占禁止法改正法施行（平成 18 年 1 月）以降の状況 -

平成 2 1 年 3 月

公正取引委員会事務総局

## 目 次

はじめに	1
アンケート調査の概要	2
1 調査の対象	2
2 回答事業者の概要	2
3 調査項目	3
アンケート調査結果	4
1 コンプライアンスの整備及び組織体制状況	4
(1) コンプライアンス・マニュアル	4
(2) コンプライアンス担当役員の設置状況	5
(3) コンプライアンス専任部署の設置状況	6
(4) コンプライアンス委員会等の設置状況	7
2 独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組	9
(1) 独占禁止法等違反に対する認識	9
(2) 独占禁止法等遵守の規程の策定状況	11
(3) 独占禁止法等に関する法令遵守の研修の実施状況	14
(4) 独占禁止法等に関するヘルプライン等の設置状況	17
(5) 独占禁止法等違反に関する自主申告窓口の設置状況	20
(6) グループ企業のコンプライアンスへの関与	21
3 独占禁止法等関係のコンプライアンスの実効性確保	23
(1) 独占禁止法等違反への対応	23
(2) 自社のコンプライアンスの取組に対する評価	25
(3) 独占禁止法等関連のコンプライアンスの徹底	26
(4) 独占禁止法等違反に対する懲戒処分の内容	27
(5) 業界団体の会合に関する留意事項等	28
(6) コンプライアンスの取組への経営トップの関与	29
(7) 独占禁止法等違反による法的措置の自主的な公表	30
4 独占禁止法に関する社内監査の実施	33
(1) 社内監査の実施の有無及び監査の実施体制	33
(2) 社内監査の実施方法等	34

( 3 ) 課徴金減免制度の利用	37
5 海外の事業所等における取組等	40
( 1 ) 事業を展開している日本国外の地域等	40
( 2 ) 海外の事業所等で競争法違反が発見された場合の対応	40
有価証券報告書及び事業報告の記載事項の調査	42
1 調査の趣旨	42
2 調査結果	42
( 1 ) 独占禁止法違反により法的措置を受けた企業における有価証券報告書及び事業報告の記載事項の調査	42
( 2 ) 傘下のグループ会社における独占禁止法違反による法的措置に関する有価証券報告書及び事業報告の記載事項の調査	43
調査結果を踏まえた考え方	44
1 独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組	44
( 1 ) 独占禁止法等違反に対する危機意識と独占禁止法等関係のコンプライアンスの体制整備	44
( 2 ) 独占禁止法等に関するヘルプライン等の設置状況	44
( 3 ) 独占禁止法等違反に関する自主申告窓口の設置状況	45
2 独占禁止法等関係のコンプライアンスの実効性確保	46
( 1 ) 独占禁止法等違反への対応	46
( 2 ) 業界団体の会合に関する留意事項等	46
( 3 ) コンプライアンスの取組への経営トップの関与	47
( 4 ) 独占禁止法等違反による法的措置の自主的な公表	47
3 独占禁止法に関する社内監査の実施	48
( 1 ) 社内監査の実施の有無及び監査実施体制	48
( 2 ) 社内監査の実施方法等	49
( 3 ) 課徴金減免制度の利用	50
4 海外の事業所等における取組等	50

5	総括	51
(1)	平成18年調査の指摘事項に対する現状とその評価	51
(2)	今後の課題	52

【参考資料】アンケート調査票

## はじめに

経済取引における公正かつ自由な競争を一層促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられる。こうした考えに基づき、公正取引委員会が策定した競争政策のグランドデザインの中にも、企業のコンプライアンスの実態・問題点を把握し、企業の体制整備のための施策を推進することが盛り込まれている。

公正取引委員会は、平成17年度において、企業コンプライアンスについて、現在の状況とコンプライアンス向上のために採られるべき方策について整理を行い、企業のコンプライアンス整備について促していくとの観点から、平成18年1月、東証一部上場企業約1,700社に対してアンケート調査を実施し、平成18年5月、「企業におけるコンプライアンス体制について - 独占禁止法を中心とした整備状況と課題 - 」を取りまとめ、公表した。

また、平成18年度においては建設業者、平成19年度においては我が国で事業を行っている外資系企業を対象にアンケート調査を実施し、それぞれ、調査結果を取りまとめ、公表している。

今般、公正取引委員会は、平成18年1月の独占禁止法改正法（以下「改正法」という。）の施行から約3年を経過し、課徴金減免制度が実際に利用されていること等を踏まえ、改正法施行以降、企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組に変化が生じているものと考えられることから、平成18年1月に実施した東証一部上場企業に対する調査（以下「平成18年調査」という。）のフォローアップを行い、改正法施行以降の企業におけるコンプライアンスへの取組状況の変化等について検証を行うこととし、平成20年10月、東証一部上場企業約1,700社に対してアンケート調査を実施した。

また、独占禁止法の規定に基づく法的措置を受けた上場企業による投資家に対する当該事実の開示の有無によって、上場企業におけるコンプライアンスの取組姿勢を確認できるものと考えられることから、独占禁止法の規定に基づく法的措置を受けた上場企業における有価証券報告書及び事業報告の記載状況について調査を行い、平成18年1月に実施した同旨の調査と対比した。

本報告書は、前記の調査の結果を踏まえて、企業におけるコンプライアンスの現状について整理を行ったものであり、本報告書が企業におけるコンプライアンス整備の一助となり、独占禁止法等違反行為の未然防止に役立てば幸いである。

## アンケート調査の概要

### 1 調査の対象

今回のアンケート調査では、平成18年調査と同様、東証一部上場企業（平成20年9月末日現在）1,738社を対象に、平成20年10月にアンケート調査を実施した。

回答数は1,041社、回答率は59.9%であった。

### 2 回答事業者の概要

アンケート調査に対する協力が得られた事業者1,041社の概要は、以下のとおりである。

#### < 資本金 >

	事業者数（社）	割合（％）	平成18年調査（％）
1億円未満	2	0.2	0.8
1億円以上5億円未満	3	0.3	
5億円以上10億円未満	18	1.7	1.2
10億円以上50億円未満	236	22.7	22.3
50億円以上100億円未満	224	21.5	21.5
100億円以上	552	53.0	54.2
無回答	6	0.6	0
計	1,041	100	100

（注）平成18年調査においては「5億円未満」との項目が設けられていた。

#### < 従業員数 >

	事業者数（社）	割合（％）	平成18年調査（％）
500人未満	245	23.5	43.4
500人以上1,000人未満	205	19.7	
1,000人以上5,000人未満	449	43.1	43.2
5,000人以上10,000人未満	78	7.5	7.3
10,000人以上	57	5.5	5.6
無回答	7	0.7	0.5
計	1,041	100	100

（注）平成18年調査においては「1,000人未満」との項目が設けられていた。

<業種>

	事業者数(社)	割合(%)	平成18年調査(%)
水産・農林業	2	0.2	0.4
鉱業	1	0.1	0.2
建設業	69	6.6	6.6
製造業	517	49.7	50.5
電気・ガス業	16	1.5	1.3
運輸・情報通信業	70	6.7	7.1
商業	153	14.7	14.7
金融・保険業	106	10.2	10.7
不動産業	20	1.9	1.9
サービス業	67	6.4	6.5
無回答	20	1.9	0
計	1,041	100	100

### 3 調査項目

今回のアンケート調査は、平成18年調査のフォローアップであることから、同調査と同様の項目である「コンプライアンスの整備及び組織体制状況」、「独占禁止法等<sup>(注1)</sup>関係のコンプライアンスの取組」、「独占禁止法等関係のコンプライアンスの実効性確保」及び「海外の事業所等における取組等」について調査を行った。

また、「独占禁止法に関する社内監査の実施」については、平成18年調査においては「独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組」の中の設問の一つとして含めていたが、今回調査では、新たに項目を設け、質問内容をより詳細にした。

さらに、「独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組」において「独占禁止法等違反に関する自主申告窓口の設置」、「独占禁止法等関係のコンプライアンスの実効性確保」において「従業員が業界団体の会合に参加する際の留意事項等」に関する質問をそれぞれ新たに設けた（アンケート調査票については「参考資料」を参照。）。

（注1）「独占禁止法等」とは、独占禁止法、下請法及び景品表示法を指す。以下、本報告書において使用する「独占禁止法等」については、すべて同じ取扱いとする。

（注2）アンケート調査結果等に記載している割合は、設問ごとの有効回答を母数として算出している。

## アンケート調査結果

### 1 コンプライアンスの整備及び組織体制状況

#### <ポイント>

コンプライアンス・マニュアルの整備状況については、98%とほとんどの企業が策定しており、平成18年調査の86%から割合が増加している。

コンプライアンス担当役員を設置している企業は91%、コンプライアンス専任部署を設置している企業は69%、コンプライアンス委員会等を設置している企業は84%であり、いずれも平成18年調査から割合が増加している。

#### (1) コンプライアンス・マニュアル

法令遵守の観点から行動指針、倫理規程、CSR規程など名称のいかんを問わず、いわゆるコンプライアンス・マニュアルを「定めている」企業は98%であり、平成18年調査の86%から割合が増加している。

問1. 貴社では、法令遵守の観点から行動指針、倫理規程、CSR規程など名称のいかんを問わず、いわゆるコンプライアンス・マニュアル(以下、「コンプライアンス・マニュアル」とします。)を定めていますか。

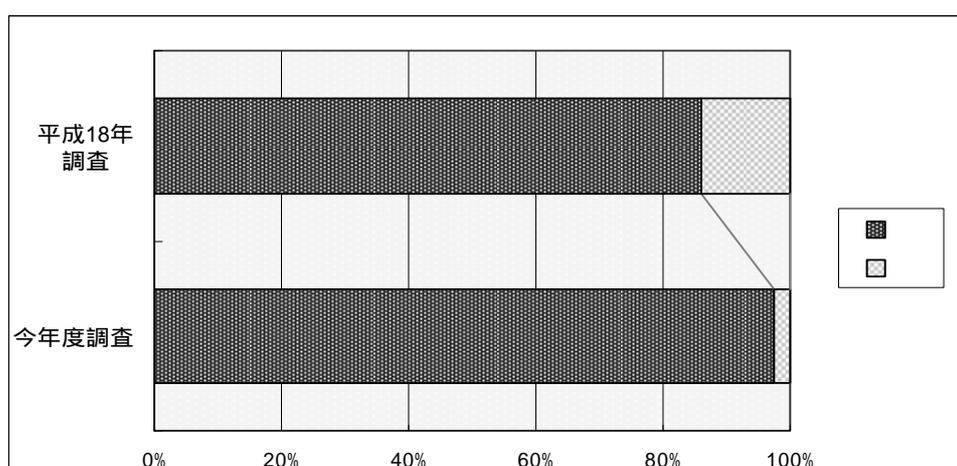
1. 定めている。

2. 定めていない。

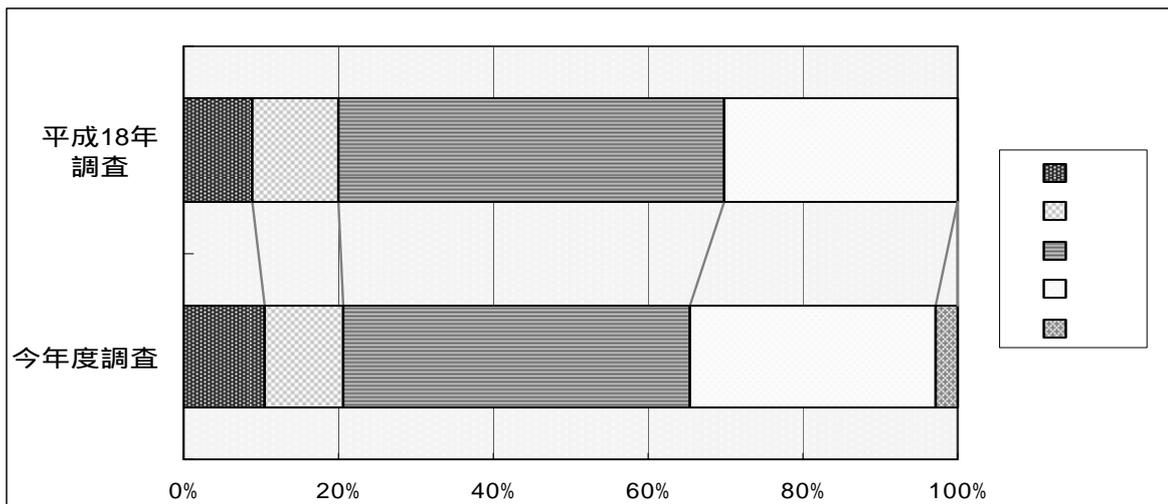
平成18年調査との比較

(単位:社,%)

	定めている		定めていない	
平成18年調査	1,041	86.0	170	14.0
今年度調査	1,012	97.6	25	2.4







(3) コンプライアンス専任部署の設置状況

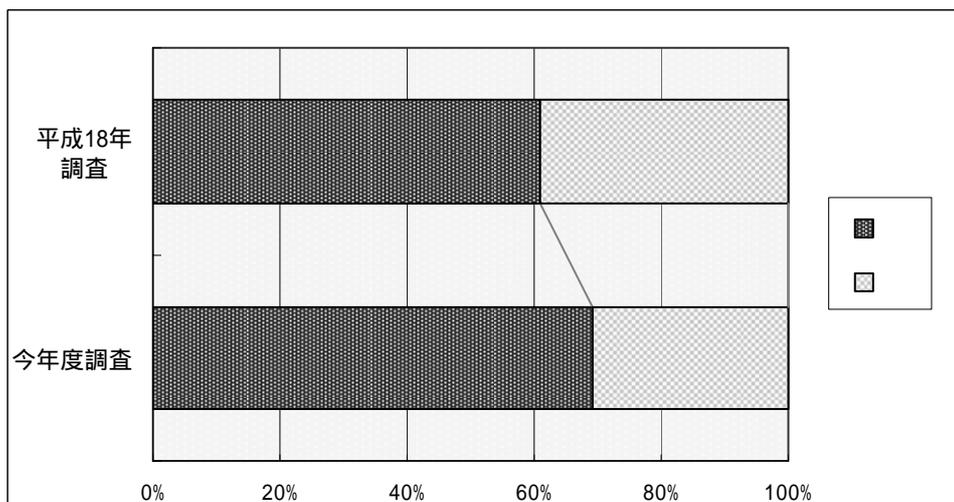
法令遵守・コンプライアンスに関する専任部署を「設置している」企業は69%であり、平成18年調査の61%から割合が増加している。

問3. 法令遵守・コンプライアンスに関する専任部署を設置していますか。  
 1. 設置している。                      2. 設置していない。

平成18年調査との比較

(単位：社、%)

	設置している		設置していない	
平成18年調査	734	60.9	472	39.1
今年度調査	714	69.1	320	30.9



(4) コンプライアンス委員会等の設置状況

法令遵守・コンプライアンスを所管する倫理委員会，コンプライアンス委員会等を「設置している」企業は84%であり，平成18年調査の72%から割合が増加している。

また，コンプライアンス委員会の長の役職については，「社長」が45%，「専務・常務取締役」が27%，「取締役・執行役員」が13%，「副社長」が8%等であり，平成18年調査において，「社長」が38%，「専務・常務取締役」が30%，「取締役・執行役員」が14%，「副社長」が10%等であったことと比較して，「専務・常務取締役」，「取締役・執行役員」及び「副社長」の割合が減少し，「社長」の割合が増加している。

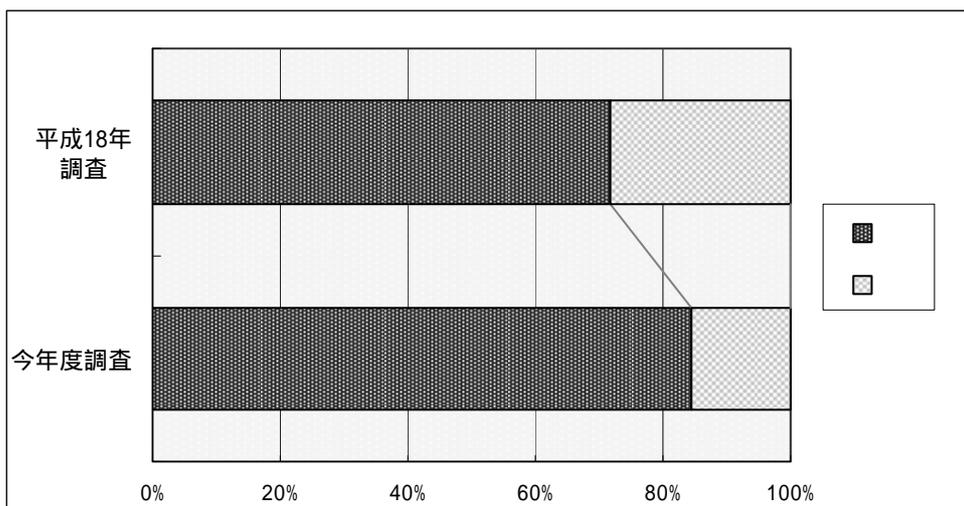
さらに，コンプライアンス委員会の構成メンバーに弁護士等の社外の者が「含まれている」企業は25%であり，平成18年調査の22%からわずかながら増加している。

問4．法令遵守・コンプライアンスを所管する倫理委員会，コンプライアンス委員会等（以下「コンプライアンス委員会」とします。）を設置していますか。  
 1．設置している。 2．設置していない。

平成18年調査との比較

（単位：社，%）

	設置している		設置していない	
平成18年調査	867	71.7	342	28.3
今年度調査	874	84.4	161	15.6



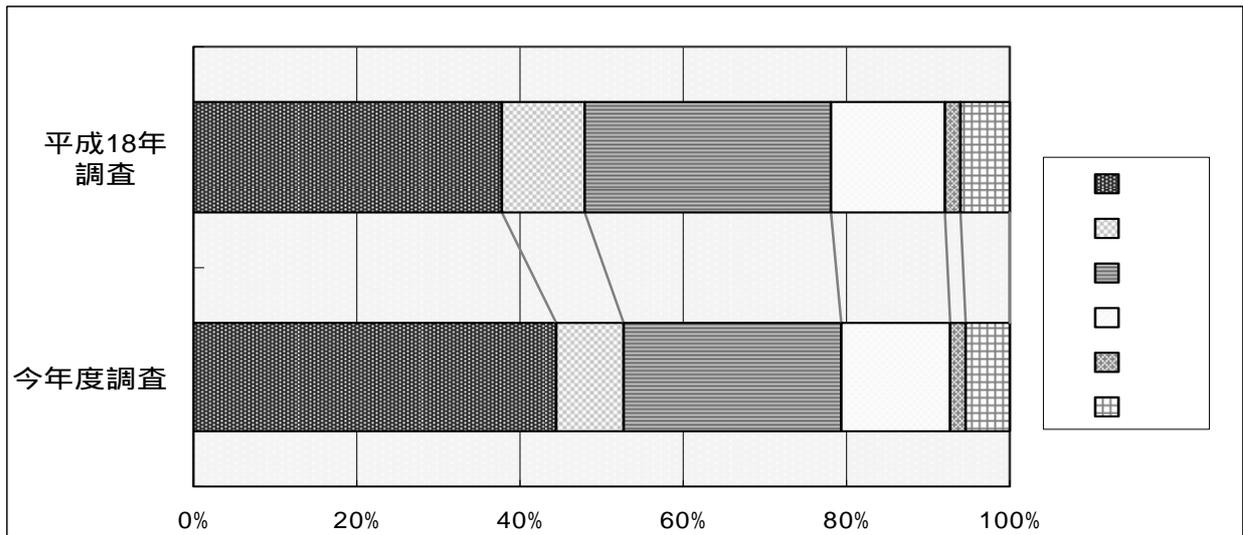
問4の3．問4で「設置している。」と回答した方にお伺いします。コンプライアンス委員会の長の役職をお答えください。

- 1．社長                      2．副社長                      3．専務・常務取締役  
 4．取締役・執行役員      5．法務部長等の部長      6．その他

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	社長		副社長		専務・ 常務取締役		取締役・ 執行役員		法務部長 等の部長		その他	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	325	37.9	87	10.1	258	30.1	119	13.9	17	2.0	52	6.1
今年度調査	386	44.6	70	8.1	232	26.8	114	13.2	16	1.8	48	5.5



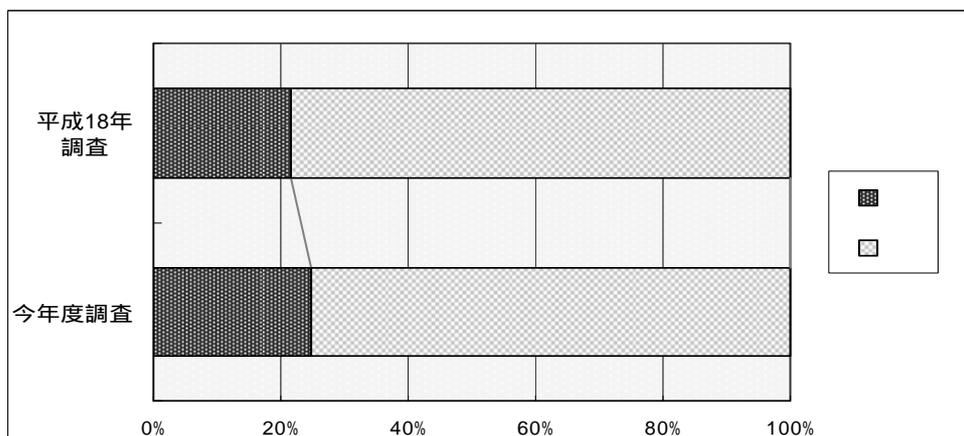
問4の4. 問4で「設置している。」と回答した方にお伺いします。構成メンバーに弁護士等の社外の方が含まれていますか。

1. 含まれている。      2. 含まれていない。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	含まれている		含まれていない	
	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	187	21.7	673	78.3
今年度調査	215	24.7	657	75.3



## 2 独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組

### <ポイント>

独占禁止法等違反に対する認識については、自社や自社グループ会社において起こり得る問題として危機感を持っていると認識している企業は72%であり、平成18年調査から割合が増加している。

コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法等の遵守に関する内容が含まれている企業は86%、独占禁止法等の法令遵守に関する研修を行っている企業は76%、相談・通報窓口等（以下「ヘルプライン等」という。）を設置している企業は96%であり、いずれも平成18年調査から割合が増加している。

ヘルプライン等に対する独占禁止法等に関する年間の相談件数については、利用なしが73%であり、平成18年調査から割合は減少しているものの、依然として高くなっている。

独占禁止法等違反に関する自主申告については、ヘルプライン等と同じ窓口を利用できるとしている企業が76%、自主申告専用の窓口を設置している企業は2%である。一方、特に定めていない企業は16%である。

従業員が、自己の行った独占禁止法等の違反行為について自主申告を行った場合、約8割の企業が、当該従業員に対する社内処分を検討する際に、自主申告を処分の軽減要素としている。

グループ企業のコンプライアンス体制に何らかの関与をしている企業は96%である。

### (1) 独占禁止法等違反に対する認識

独占禁止法等違反が自社や自社グループにおいて起こり得るのではないかという危機意識は、独占禁止法等に関するコンプライアンスへの取組の背景となると考えられる。

自社や自社グループ会社において独占禁止法等違反が起こる可能性について、「自社では起こり得ないと思う」企業は23%であり、「自社や自社グループ会社において起こり得るものであり、危機感を持っている」企業は72%である。

平成18年調査では、「自社では起こり得ないと思う」企業は41%、「自社や自社グループ会社において起こり得るものであり、危機感を持っている」企業は51%であり、平成18年調査と比較して危機感を持っている企業の割合が増加している。

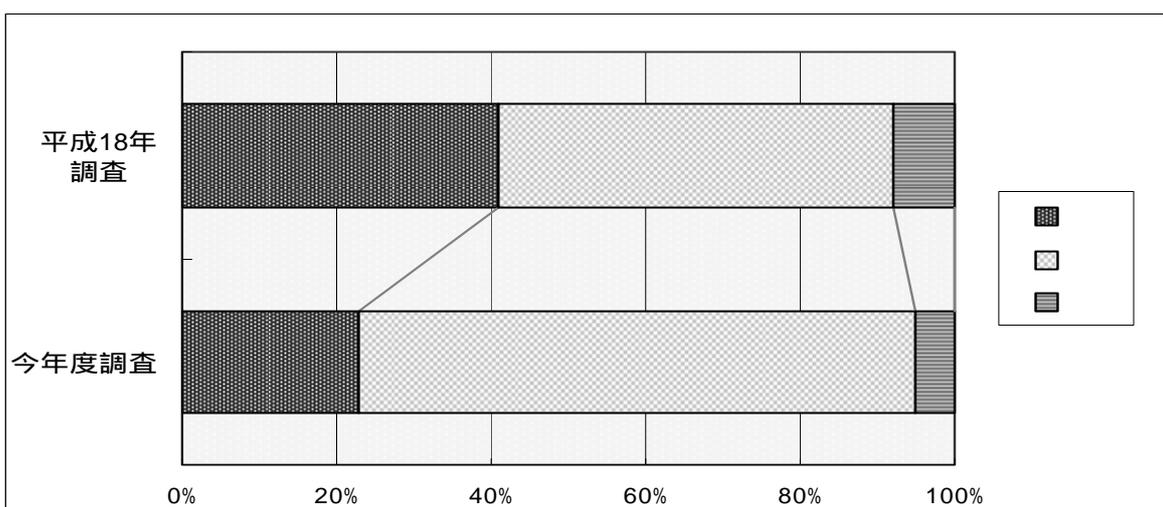
問5．最近、独占禁止法等違反事件が大きく報道されておりますが、貴社において独占禁止法等の違反が起こり得るかどうかについてどう思いますか。

- 1．自社では起こり得ないと思う。
- 2．自社や自社グループ会社において起こり得るものであり、危機感を持っている。
- 3．よく分からない。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	起こり得ないと思う		危機感を持っている		よく分からない	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	487	41.0	607	51.1	93	7.8
今年度調査	233	22.8	736	72.2	51	5.0



また、業種別では、回答企業数の少ない水産・農林業及び鉱業を除くと、各業種ともおおむね70%台から80%台の企業が危機感を持っているが、建設業においては危機感を持っている企業が51%と低くなっている。

(単位：社，%)

	起こり得ないと思う		危機感を持っている		よく分からない	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
水産・農林業	1	50.0	1	50.0	0	0.0
鉱業	1	100.0	0	0.0	0	0.0
建設業	31	44.9	35	50.7	3	4.3
製造業	112	22.0	367	72.1	30	5.9
電気・ガス業	1	6.3	14	87.5	1	6.3
運輸・情報通信業	14	20.3	52	75.4	3	4.3
商業	33	22.1	110	73.8	6	4.0
金融・保険業	20	19.6	81	79.4	1	1.0
不動産業	4	22.2	11	61.1	3	16.7
サービス業	14	21.2	48	72.7	4	6.1



コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法等の遵守に関する内容が「含まれている」企業において、具体的にどのような内容が含まれているかについては（複数回答可）、「優越的地位の濫用」が75%、次いで「価格カルテル」が64%、「入札談合」が59%、「下請代金の支払遅延」が58%、「下請代金の減額」が52%等であり、「価格カルテル」、「入札談合」及び「下請代金の支払遅延」については、平成18年調査から大きな割合の変化は見られない。

問6の2．問6で「含まれている。」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような内容が含まれていますか（複数回答可）。									
1．価格カルテル		2．入札談合		3．不当廉売		4．再販売価格の拘束			
5．優越的地位の濫用		6．下請代金の支払遅延		7．下請代金の減額					
8．商品・役務内容等の不当表示		9．その他							

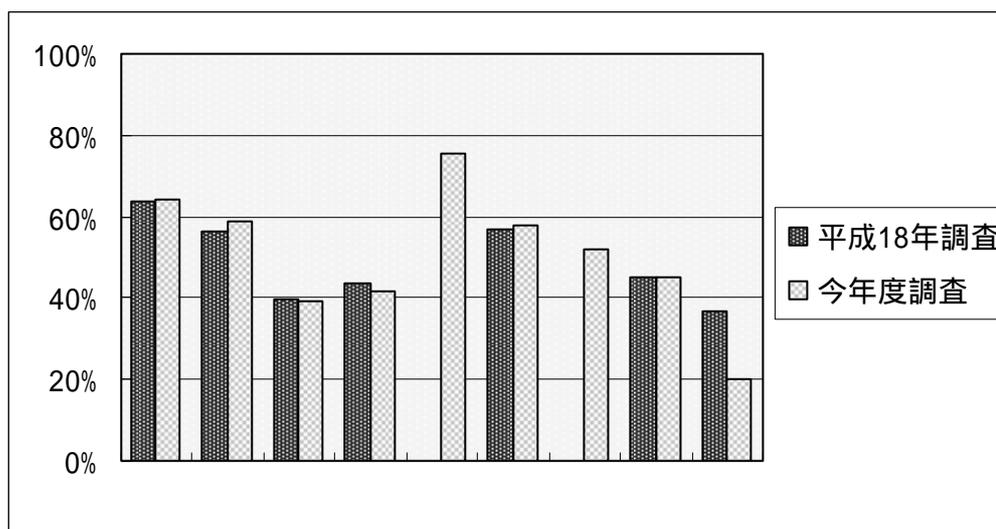
平成18年調査との比較

（単位：社，％）

	価格カルテル		入札談合		不当廉売		再販売価格の拘束		優越的地位の濫用	
	平成18年調査	560	63.7	494	56.2	347	39.5	382	43.5	-
今年度調査	562	64.4	514	58.9	349	40.0	370	42.4	655	75.0

	下請代金の支払遅延		下請代金の減額		商品・役務内容等の不当表示		その他	
	平成18年調査	500	56.9	-	-	396	45.1	325
今年度調査	506	58.0	456	52.2	397	45.5	178	20.4

（注）平成18年調査においては「優越的地位の濫用」の項目は設けられていない。



業種別では、回答企業数の少ない水産・農林業及び鉱業を除くと、「価格カルテル」については、電気・ガス業が88%、製造業が74%、金融・保険業が70%、「入札談合」については、建設業が88%、電気・ガス業が88%、製造業が69%、「優越的地位の濫用」については、不動産業が83%、電気・ガス業が81%、金融・保険業が81%と、それぞれ含まれている割合が高くなっている。

(単位：社，%)

	価格カルテル		入札談合		不当廉売		再销售价格の拘束		優越的地位の濫用	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
水産・農林業	2	100.0	1	50.0	1	50.0	1	50.0	1	50.0
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
建設業	31	47.7	57	87.7	24	36.9	12	18.5	45	69.2
製造業	328	73.9	306	68.9	195	43.9	242	54.5	328	73.9
電気・ガス業	14	87.5	14	87.5	12	75.0	11	68.8	13	81.3
運輸・情報通信業	27	47.4	32	56.1	19	33.3	17	29.8	40	70.2
商業	59	48.4	53	43.4	57	46.7	46	37.7	98	80.3
金融・保険業	69	70.4	24	24.5	24	24.5	22	22.4	79	80.6
不動産業	2	16.7	1	8.3	3	25.0	1	8.3	10	83.3
サービス業	20	51.3	18	46.2	7	17.9	10	25.6	27	69.2

	下請代金の支払遅延		下請代金の減額		商品・役務内容等の不当表示		その他	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
水産・農林業	1	50.0	1	50.0	2	100.0	0	0.0
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
建設業	38	58.5	35	53.8	8	12.3	7	10.8
製造業	304	68.5	268	60.4	198	44.6	95	21.4
電気・ガス業	10	62.5	10	62.5	11	68.8	7	43.8
運輸・情報通信業	37	64.9	38	66.7	20	35.1	10	17.5
商業	76	62.3	67	54.9	71	58.2	16	13.1
金融・保険業	4	4.1	4	4.1	53	54.1	30	30.6
不動産業	5	41.7	4	33.3	8	66.7	2	16.7
サービス業	21	53.8	18	46.2	18	46.2	7	17.9

さらに、今年度調査において、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法等が含まれていると回答した企業のうち27%は、改正法が施行された2006年以降に独占禁止法等に係るコンプライアンス・マニュアルを定めている。

問6の3.問6で「含まれている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に関する  
 コンプライアンス・マニュアルをいつ頃定められましたか。  
 1. 2006年以降                      2. 2001年から2005年                      3. 2000年以前

(単位：社，%)

2006年以降		2001年から2005年		2000年以前	
235	26.8	393	44.8	250	28.5

他方，コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法等の遵守に関する内容が「含まれていない」企業における，「含まれていない」理由については（複数回答可），「業務が独占禁止法と関係しないため」が24%，「既に法令遵守が確保されているため」が19%，「各従業員の自発的取組で十分なため」が17%等である。

また，「含まれていない」企業について，今後の策定の予定をみると，「現在策定中」が13%，「1年以内に策定予定」が13%，「2年以内に策定予定」が12%である一方，「策定の予定なし」が63%となっている。

### (3) 独占禁止法等に関する法令遵守の研修の実施状況

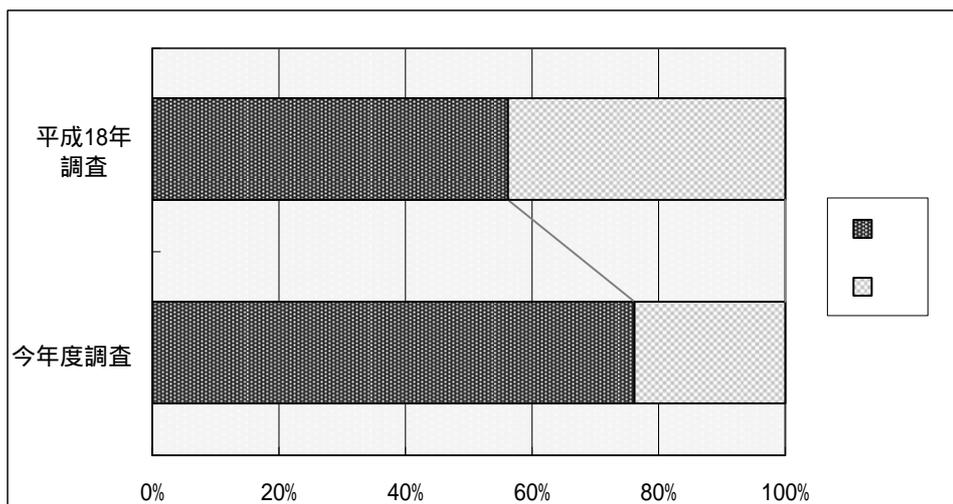
独占禁止法等に関する法令遵守の研修を「行っている」企業は76%であり，平成18年調査の56%から割合が大きく増加している。

問7. 貴社は独占禁止法等に関する法令遵守の研修を行っていますか。  
 1. 行っている。                      2. 行っていない。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	行っている		行っていない	
平成18年調査	672	56.3	522	43.7
今年度調査	784	76.3	244	23.7



また、問5の回答状況と併せてみると、独占禁止法等違反について、「自社や自社グループ会社において起こり得るものであり、危機感を持っている」と回答した企業が、「自社では起こり得ないと思う」と回答した企業と比較して独占禁止法等に関する法令遵守の研修を「行っている」割合が高くなっている。

(単位：社，%)

	行っている		行っていない	
「起こり得ないと思う」と回答した企業	138	59.2	90	38.6
「危機感を持っている」と回答した企業	606	82.3	124	16.8
「よく分からない」と回答した企業	26	51.0	25	49.0

独占禁止法等に関する法令遵守の研修を「行っている」企業において、研修をどのように実施しているかについては(複数回答可)、「採用時の導入研修」が39%、次いで「年1回以上管理職に研修」が25%、「営業従事者のみに実施」が23%、「年1回以上全従業員に研修」が22%、「その他」が46%であり、「その他」については、「階層別研修」、「昇格時研修」との回答が多い。

この点について、平成18年調査においては「営業従事者のみに実施」が44%であったことと比較して、「営業従事者のみに実施」の割合が減少している。

また、独占禁止法等に関する法令遵守の研修の実施方法については(複数回答可)、「講義形式の研修」が89%、次いで「PC(e-ラーニング等)を用いたコース」が19%、「マニュアル等の配布のみ」が16%、「社外研修への参加」が14%であり、平成18年調査において、「PC(e-ラーニング等)を用いたコース」が12%、「マニュアル等の配布のみ」が24%であったことと比較して、「マニュアル等の配布のみ」の割合が減少し、「PC(e-ラーニング等)を用いたコース」の

ように実践的な研修が増加している。

さらに、独占禁止法等に関する法令遵守の研修の実施効果をどのように確かめているかについては（複数回答可）、「効果測定は行っていない」が43%、「研修終了後にテストを実施」が20%、「研修に関するアンケート」が39%であり、平成18年調査において「効果測定は行っていない」が58%であったことと比較して、独占禁止法等に関する法令遵守の研修について何らかの効果測定を行っている割合は増加しているものの、未だ「効果測定は行っていない」企業が一番割合が高くなっている。

なお、「その他」の項目については、「研修終了後のレポート等の提出」の回答が多い。

問7の4．問7で「行っている。」と回答した方にお伺いします。その研修の実施効果はどのように確かめられていますか（複数回答可）

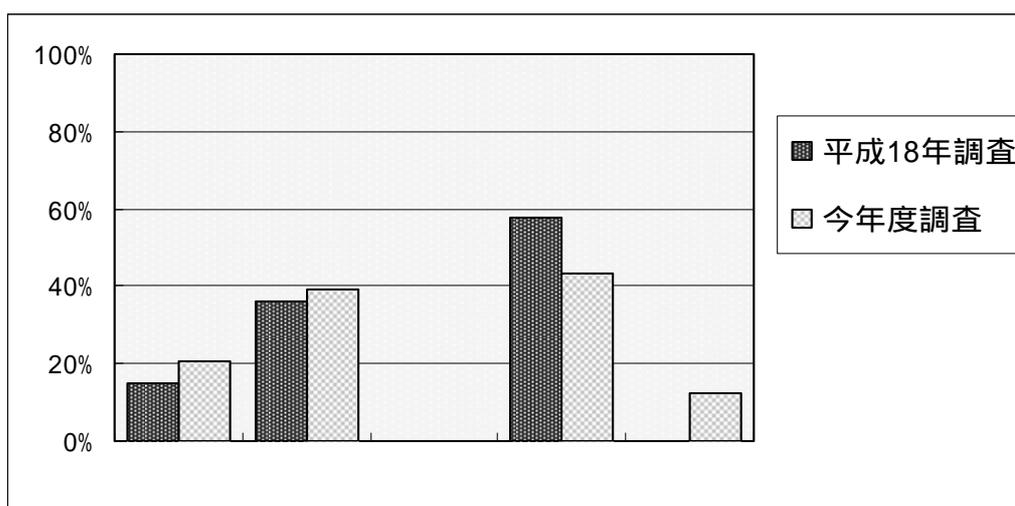
1．研修終了後にテストを実施                      2．研修に関するアンケート  
 3．外部評価委員による研修評価                4．効果測定は行っていない  
 5．その他

平成18年調査との比較

（単位：社，％）

	研修終了後にテストを実施		研修に関するアンケート		外部評価委員による研修評価		効果測定は行っていない		その他	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	99	14.8	242	36.2	1	0.1	387	57.9	-	-
今年度調査	159	20.4	304	39.1	1	0.1	337	43.3	97	12.5

（注）平成18年調査においては「その他」の項目は設けられていない。



(4) 独占禁止法等に関するヘルプライン等の設置状況

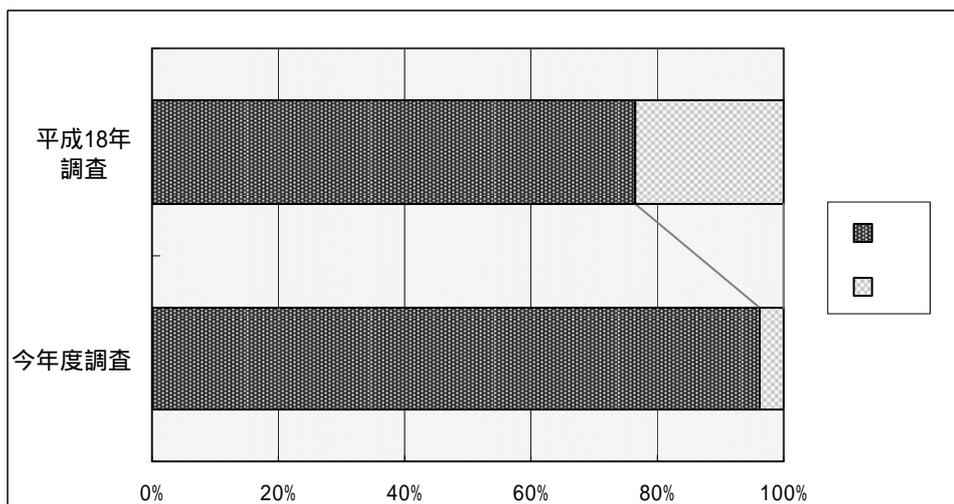
ヘルプライン等，従業員の行為が独占禁止法等に違反する疑いが生じた場合に，それに気付いた他の従業員が，相談・通報できる窓口を「設置している」企業は，全体で96%であり，平成18年調査の77%から割合が大きく増加している。

問8．最近，ヘルプライン等の名称の相談窓口が設けられている例が見受けられますが，貴社において，従業員の行為が独占禁止法等に違反する疑いが生じた場合に，それに気付いた他の従業員が，相談・通報できる相談・通報窓口を設置していますか。  
 1．設置している。 2．設置していない。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	設置している		設置していない	
平成18年調査	918	76.5	282	23.5
今年度調査	1001	96.3	39	3.8



また，問5の回答状況と併せてみると，独占禁止法等違反について，「自社や自社グループ会社において起こり得るものであり，危機感を持っている」と回答した企業が，「自社では起こり得ないと思う」と回答した企業と比較して独占禁止法等に関するヘルプライン等を「設置している」割合が高くなっている。

(単位：社，%)

	設置している		設置していない	
「起こり得ないと思う」と回答した企業	210	90.1	23	9.9
「危機感を持っている」と回答した企業	724	98.4	12	1.6
「よく分からない」と回答した企業	48	94.1	3	5.9

独占禁止法等に関するヘルプライン等を設置している企業において、当該窓口となっている部門又は機関（複数回答可）については、「法務部，人事部等の社内部署」が69%，「弁護士事務所等の外部機関」が52%，「コンプライアンス委員会」が22%であり、平成18年調査において、「法務部，人事部等の社内部署」が62%，「弁護士事務所等の外部機関」が36%，「コンプライアンス委員会」が28%であったことと比較して、「弁護士事務所等の外部機関」の割合が増加している。

なお、「その他」の項目については、「監査役」，「コンプライアンス担当部門」との回答が多い。

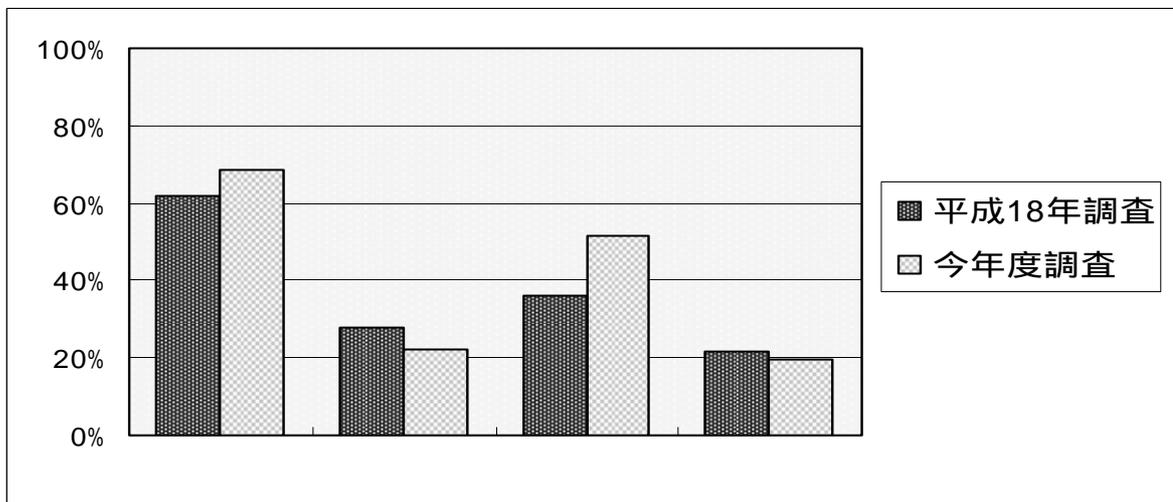
問8の2．問8で「設置している。」と回答した方にお伺いします。その相談窓口は、どの部門又は機関ですか（複数回答可）

1．法務部，人事部等の社内部署      2．コンプライアンス委員会  
3．弁護士事務所等の外部機関      4．その他

平成18年調査との比較

（単位：社，％）

	法務部，人事部等の社内部署		コンプライアンス委員会		弁護士事務所等の外部機関		その他	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	569	61.9	256	27.9	333	36.2	198	21.5
今年度調査	688	68.7	223	22.3	516	51.5	198	19.8



また、独占禁止法等に係る年間の相談・通報件数については、「利用なし」が73%，「1件以上5件未満」が18%，5件以上の回答についてはいずれも2%未満であり、平成18年調査において「利用なし」が81%，「1件以上5件未満」が15%，5件以上の回答についてはいずれも2%未満であったことと比較して、「利用なし」の割合は、減少しているものの、依然として高くなっている。

問8の3.問8で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係る相談の年間の件数は何件ぐらいですか。

1. 1件以上5件未満      2. 5件以上10件未満      3. 10件以上20件未満  
 4. 20件以上              5. その他                      6. 利用なし

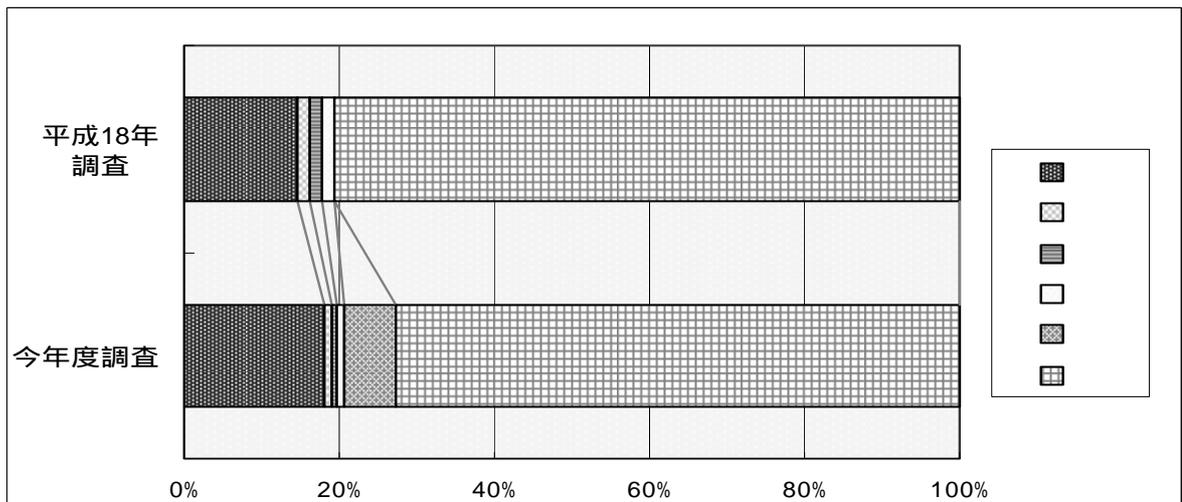
平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	1件以上 5件未満		5件以上 10件未満		10件以上 20件未満		20件以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
平成18年調査	131	14.5	14	1.6	14	1.6	16	1.8
今年度調査	178	18.0	12	1.2	5	0.5	10	1.0

	その他		利用なし	
	件数	割合	件数	割合
平成18年調査	-	-	727	80.6
今年度調査	65	6.6	719	72.7

(注)平成18年調査においては、「その他」の項目は設けられていない。



さらに、ヘルプライン等に通報があった際の調査を行う部門又は機関については(複数回答可)、「法務部，人事部等の管理部門」が71%，「コンプライアンス委員会」が38%，「弁護士事務所等の外部機関」が23%，「関係部署の課長等の上司」が23%，「取締役・執行役員」が11%，「監査役」が8%であり，平成18年調査から大きな割合の変化はみられない。

ヘルプライン等の対応の社内周知の方法については(複数回答可)、「イントラネットへの掲載」が64%，「人事研修，社内セミナー」が58%，「リーフレット等の配布」が37%，「特に行わない」が4%等であり，「特に行わない」の割合が平成18年調査の12%と比較して減少している。

また，ヘルプライン等に情報提供をした従業員の保護制度を「定めている」企

業は98%であり，保護制度の内容については（複数回答可），「通報を理由とした不利益取扱いの禁止」が98%，「通報に関する秘密の保持」が95%，「提供された情報に関する社内調査結果等の通知」が78%，「匿名通報の受理」が74%である。

（5）独占禁止法等違反に関する自主申告窓口の設置状況

従業員が独占禁止法等違反を行った場合，当該違反行為を行った従業員自らが違反行為について，相談・申告できる制度を設けているかについては，「自主申告専用の窓口は設置していないが，問8のヘルプライン等と同じ窓口を利用できるようになっている」が76%，「自主申告については通常の職制ライン内の直属の上司に相談することになっている」が6%，「自主申告専用の窓口を設置している」が2%，「特に定めていない」が16%である。

<p>問9．問8に関連してお伺いします。貴社において，従業員が独占禁止法等に違反する行為を行った場合，当該違反行為を行った従業員自らが違反行為について，相談・申告できる制度を設けていますか。</p> <p>1．自主申告専用の窓口を設置している。</p> <p>2．自主申告専用の窓口は設置していないが，問8のヘルプライン等と同じ窓口を利用できるようになっている。</p> <p>3．自主申告については，通常の職制ライン内の直属の上司に相談することになっている。</p> <p>4．特に定めていない。</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

（単位：社，%）

自主申告専用の窓口 を設置している		ヘルプライン等と同 じ窓口を利用できる		通常の職制ライン内 の直属の上司に相談		特に定めていない	
23	2.3	754	75.6	60	6.0	161	16.1

また，従業員が自己の行った独占禁止法等の違反行為について自主申告を行った場合，当該従業員に対する社内処分を軽減する等の規程については，「自主申告を行ったことについては，処分を検討する中で，社内処分の軽減等の考慮事項とはされない」が23%であるのに対し，「規程は定められていないが，実際に処分を検討する中で，社内処分の軽減等の考慮事項の一要素にはなっている」が63%，「社内処分を軽減する等の規程が定められている」が14%であり，約8割の企業においては，処分を検討する際に自主申告を処分の軽減要素としている。

問9の2. 貴社において、従業員が自己の行った独占禁止法等の違反行為について自主申告を行った場合、当該従業員に対する社内処분을軽減する等の規程はありますか。

1. 社内処분을軽減する等の規程が定められている。
2. 規程は定められていないが、実際に処分を検討する中で、社内処分の軽減等の考慮事項の一要素にはなっている。
3. 自主申告を行ったことについては、処分を検討する中で、社内処分の軽減等の考慮事項とはされない。

(単位：社，%)

社内処분을軽減する等の規程が定められている		社内処分の軽減等の考慮事項の一要素にはなっている		社内処分の軽減等の考慮事項とはされない	
124	14.1	557	63.4	198	22.5

さらに、「規程は定められていないが、実際に処分を検討する中で、社内処分の軽減等の考慮事項の一要素にはなっている」企業において、自主申告が社内処分の軽減の一要素になっていることが従業員に「周知されている」企業は14%であり、多くの企業では周知を行っていない。

問9の3. 問9の2で、「規程は定められていないが、実際に処分を検討する中で、社内処分の軽減等の考慮事項の一要素にはなっている」と回答した方にお伺いします。自主申告が処分を検討する中で、社内処分の軽減等の考慮事項の一要素になっていることは、従業員に周知されていますか。

1. 周知されている。
2. 周知されていない。

(単位：社，%)

周知されている		周知されていない	
73	13.6	462	86.4

#### (6) グループ企業のコンプライアンスへの関与

グループ企業（連結決算対象となっている企業）が存在する企業は97%であり、このうち、グループ企業のコンプライアンス体制に「関与している」企業は96%である。

また、グループ企業へのコンプライアンスへの関与については（複数回答可）、「マニュアルの作成・配布」が70%、次いで「ヘルプライン等の設置」が66%、「研修の実施」が54%、「グループ企業のコンプライアンス担当者からの相談の受付」が52%、「コンプライアンスに関する監査」が48%、「グループ企業にコンプライアンス担当者を配置するように指示している」が46%である。

問10の2．問10で「存在する」と回答した方にお伺いします。貴社は、グループ企業のコンプライアンス体制に何らかの関与をしていますか。  
 1．関与している 2．関与していない

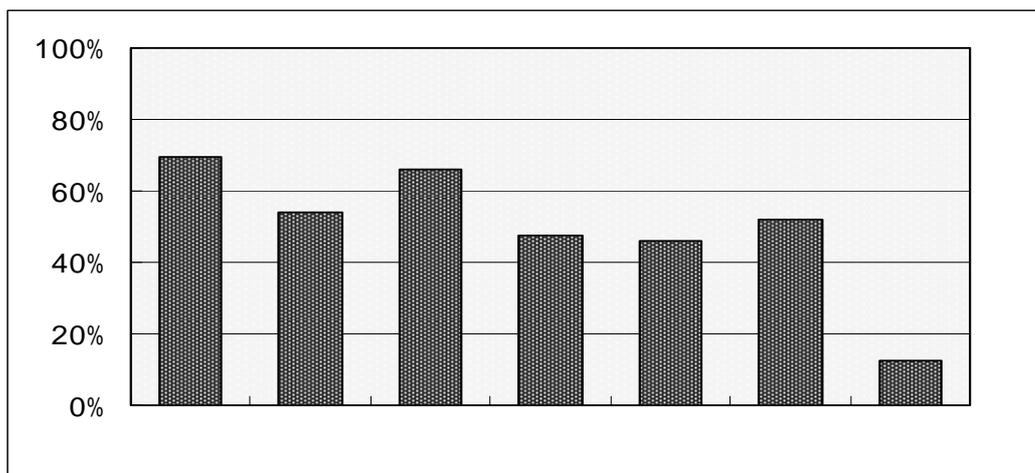
(単位：社，%)

関与している		関与していない	
959	95.9	41	4.1

問10の3．問10の2で「関与している」と回答した方にお伺いします。貴社のグループ企業のコンプライアンスへの関与はどのようなものですか(複数回答可)。  
 1．マニュアルの作成・配布 2．研修の実施 3．ヘルプライン等の設置  
 4．コンプライアンスに関する監査  
 5．グループ企業にコンプライアンス担当者を配置するよう指示している  
 6．グループ企業のコンプライアンス担当者からの相談の受付  
 7．その他

(単位：社，%)

マニュアルの作成・配布		研修の実施		ヘルプライン等の設置		コンプライアンスに関する監査	
672	69.7	521	54.0	634	65.8	458	47.5
グループ企業にコンプライアンス担当者を配置するよう指示している		グループ企業のコンプライアンス担当者からの相談の受付		その他			
445	46.2	503	52.2	121	12.6		



### 3 独占禁止法等関係のコンプライアンスの実効性確保

#### <ポイント>

社内で独占禁止法等違反行為を発見した場合の対応を決めている企業は73%であり、平成18年調査から割合が増加している。対応の内容としては、最高経営責任者への報告が最も多い(88%)。

現在の独占禁止法等関連のコンプライアンス体制が形式的に十分であるとともに実質的にもよく機能していると認識している企業は46%であり、平成18年調査から割合が増加している。

業界団体の会合への参加について、独占禁止法違反の観点から留意事項等を定めている企業は28%である。

コンプライアンスの取組への経営トップの関与については、すべての調査項目において平成18年調査からわずかながらも割合が増加している。

独占禁止法等違反により、公正取引委員会の処分等を受けることになった場合、自主的な公表を行わないと回答した企業は4%であり、平成18年調査から割合が大きく減少している。

#### (1) 独占禁止法等違反への対応

社内で独占禁止法等違反行為を発見した場合の対応を「決めている」企業の割合は、平成18年調査の63%から73%に増加している。

問11．貴社においては、社内で独占禁止法等違反を発見した場合、どのような対応を採るか決めていますか。

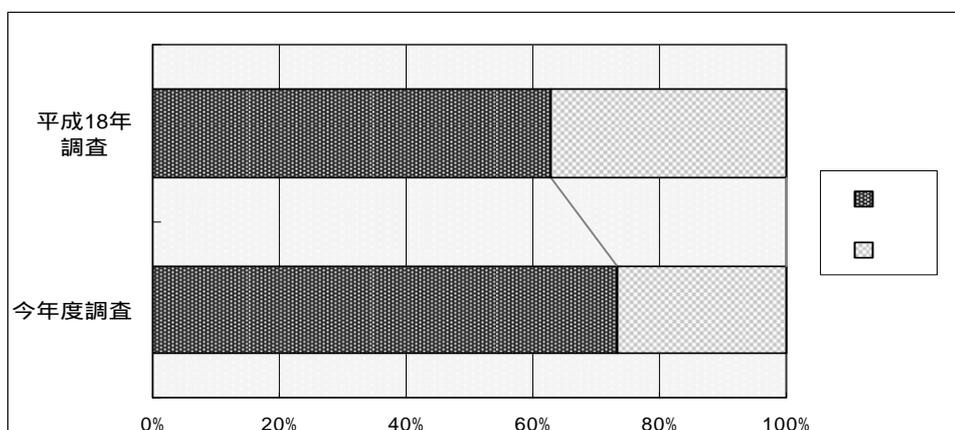
1．決めている。

2．決めていない。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	決めている		決めていない	
平成18年調査	745	63.0	437	37.0
今年度調査	752	73.4	273	26.6



また、独占禁止法等違反への対応を決めている企業において、具体的にどのような対応を採ることとしているかについては（複数回答可）、「最高経営責任者（経営トップ）に報告」が88%、「法務部等の内部の部署が対策を採る」が68%、「弁護士事務所等外部も含めた体制で対策を検討する」が65%、「行政当局へ通報する」が32%であり、この点については平成18年調査から大きな割合の変化はみられないが、「行政当局へ通報する」については、他の項目と比較して割合が低くなっている。

なお、「その他」の項目については、「コンプライアンス委員会に報告」、「取締役会、監査役会に報告」との回答が多い。

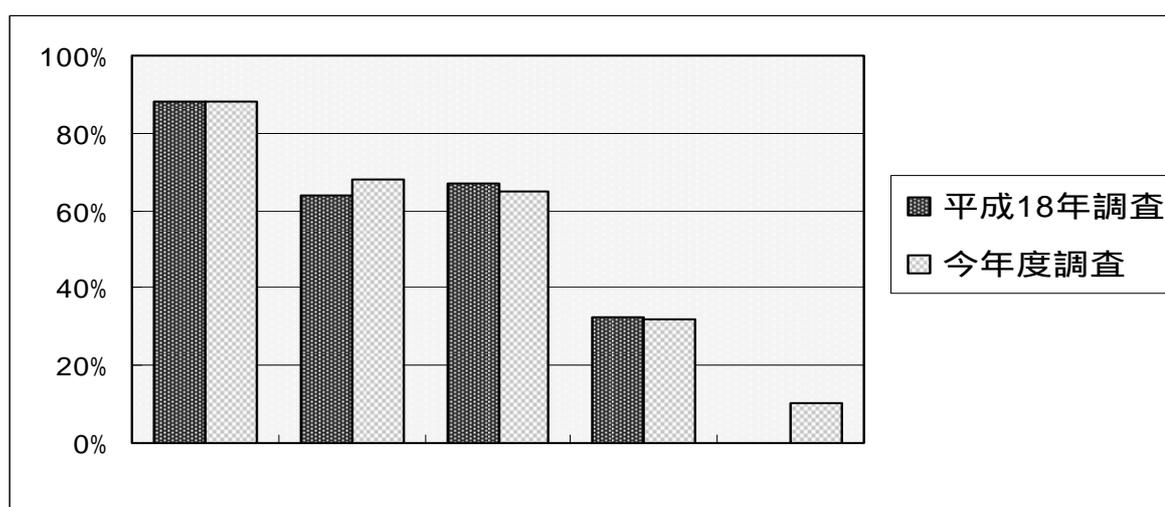
問11の2．問11で「決めている。」と回答した方にお伺いします。どのような対応を採ることとしていますか（複数回答可）										
1．最高経営責任者（経営トップ）に報告。										
2．法務部等の内部の部署が対策を採る。										
3．弁護士事務所等外部も含めた体制で対策を検討する。										
4．行政当局へ通報する。										
5．その他										

平成18年調査との比較

（単位：社，％）

	最高経営責任者（経営トップ）に報告		法務部等の内部の部署が対策を採る		弁護士事務所等外部も含めた体制で対策を検討する		行政当局へ通報する		その他	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	663	88.0	482	64.0	503	66.8	244	32.4	-	-
今年度調査	667	87.9	518	68.2	491	64.7	243	32.0	78	10.3

（注）平成18年調査においては、「その他」の項目は設けられていない。



(2) 自社のコンプライアンスの取組に対する評価

現在の自社における独占禁止法等関連のコンプライアンスについて、どのように考えているかについては、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」が46%、「形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である」が24%、「形式的には十分であるが、あまり機能していない」が18%、「形式的にも実質的にも不十分である」が13%である。

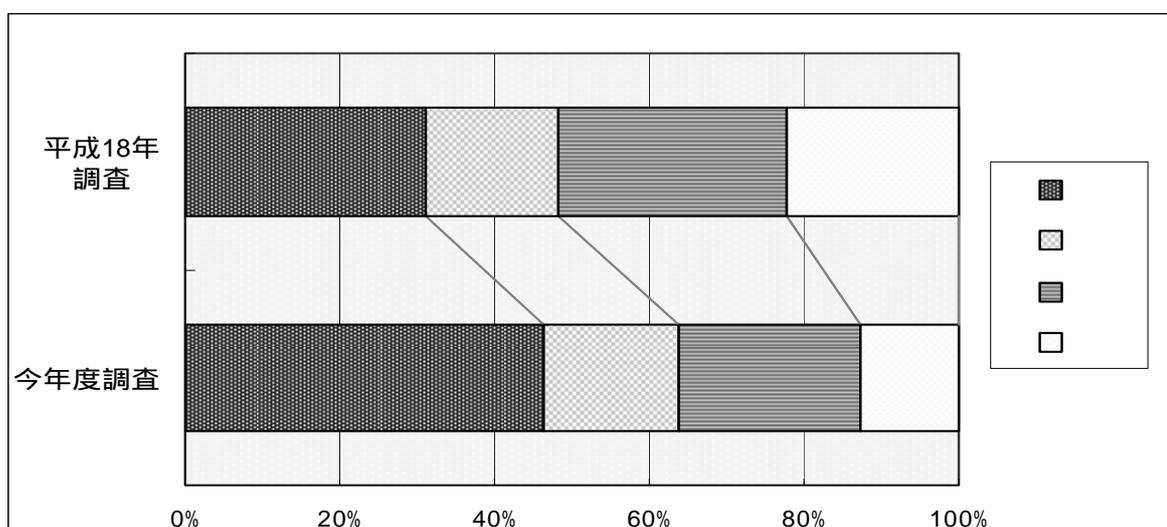
この点について、平成18年調査では、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」が31%、「形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である」が30%、「形式的にも実質的にも不十分である」が22%、「形式的には十分であるが、あまり機能していない」が17%であり、「形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している」の割合が増加し、「形式的にも実質的にも不十分である」の割合が減少している。

問12. 貴社は、現在の貴社の独占禁止法等関連のコンプライアンスについて、どのようにお考えですか。	
1. 現在のシステムは、形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している。	
2. 現在のシステムは、形式的には十分であるが、あまり機能していない。	
3. 現在のシステムは、形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である。	
4. 現在のシステムは、形式的にも実質的にも不十分である。	

平成18年調査との比較

(単位：社、%)

	形式的に十分であるとともに、実質的にもよく機能している		形式的には十分であるが、あまり機能していない		形式的には不十分であるが、実質的な機能は十分である		形式的にも実質的にも不十分である	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	343	31.1	191	17.3	326	29.5	244	22.1
今年度調査	450	46.3	171	17.6	229	23.6	122	12.6



(3) 独占禁止法等関連のコンプライアンスの徹底

独占禁止法等関連のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことについては、「経営トップの意識」が53%、次いで「マニュアルの整備」が12%、「従業員の法令遵守のための監視組織の設置」が10%、「業界全体の取組」が9%等であり、平成18年調査から大きな割合の変化は見られず、引き続き「経営トップの意識」の割合が一番高くなっている。

なお、「その他」の項目については、「従業員に対する教育・研修・啓蒙活動」との回答が多いほか、「罰則の強化」、「担当部門の幹部職の意識」との回答があった。

問13. 独占禁止法等関連のコンプライアンスの徹底のために最も効果的なことは、どのようなこととお考えですか。	
1. マニュアルの整備	2. 従業員の法令遵守のための監視組織の設置
3. 経営トップの意識	4. 行政の指導・厳格な摘発
5. 業界全体の取組	6. 法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰
7. その他	

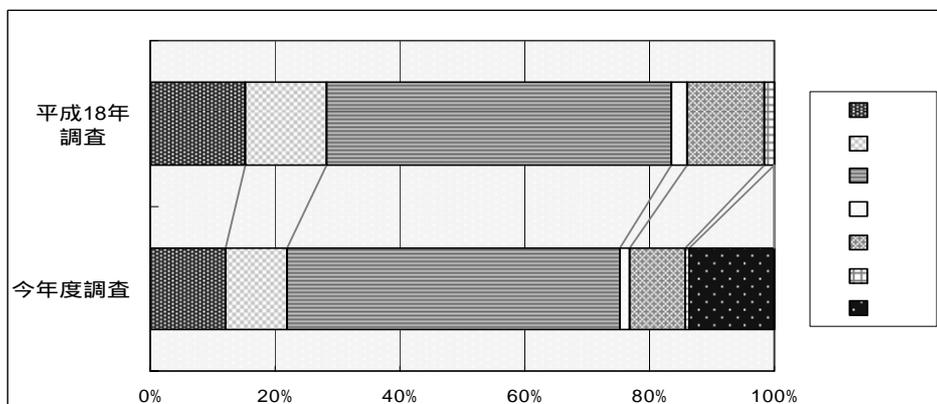
平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	マニュアルの整備		従業員の法令遵守のための監視組織の設置		経営トップの意識		行政の指導・厳格な摘発	
平成18年調査	144	15.2	122	12.9	528	55.2	25	2.6
今年度調査	85	11.9	71	10.0	381	53.4	10	1.4

	業界全体の取組		法令違反を犯した従業員に対する懲戒等の処罰		その他	
平成18年調査	116	12.3	16	1.7	-	-
今年度調査	63	8.8	5	0.7	98	13.7

(注) 平成18年調査においては、「その他」の項目は設けられていない。



(4) 独占禁止法等違反に対する懲戒処分の内容

従業員が独占禁止法等違反を犯したと認められた場合における従業員に対する最も重い懲戒規程の内容については、「懲戒解雇」が81%、「解雇」が4%、「停職」が2%、「減給」が1%等である。

また、独占禁止法等違反を犯したと認められた従業員の業務に管理責任を有する者に対する懲戒規程が「定められている」企業は56%であり、その懲戒規程については、「懲戒解雇」が61%、「停職」が9%、「減給」が8%、「解雇」が2%等となっている。

なお、「その他」の項目については、「降格」、「けん責」との回答があった。

問14. 貴社において、従業員が独占禁止法等違反を犯したと認められた場合における従業員に対する最も重い懲戒規程の内容はどのようなものですか。													
1. 懲戒解雇		2. 解雇		3. 停職		4. 減給		5. 訓戒		6. 注意		7. その他	

(単位：社，%)

懲戒解雇		解雇		停職		減給		訓戒		注意		その他	
787	81.2	37	3.8	15	1.5	8	0.8	4	0.4	3	0.3	115	11.9

問14の2. 貴社において、従業員が独占禁止法等違反を犯したと認められた場合、当該従業員の業務に管理責任を有する者に対する懲戒規定は定められていますか。													
1. 定められている										2. 定められていない			

(単位：社，%)

定められている				定められていない			
544		55.6		434		44.4	

問14の3. 問14の2で「定められている」と回答した方にお伺いします。管理責任者に対する懲戒規程のうち、最も重い懲戒規程の内容はどのようなものですか。													
1. 懲戒解雇		2. 解雇		3. 停職		4. 減給		5. 訓戒		6. 注意		7. その他	

(単位：社，%)

懲戒解雇		解雇		停職		減給		訓戒		注意		その他	
325	61.3	12	2.3	46	8.7	44	8.3	7	1.3	0	0.0	96	18.1

(5) 業界団体の会合に関する留意事項等

従業員が業界団体の会合に参加する際に、独占禁止法に係るコンプライアンスの観点からの留意事項等を「定めている」企業は28%である。

問15. 従業員が業界団体の会合に参加する際には、独占禁止法に係るコンプライアンスの観点からの留意事項等を定めていますか。  
 1. 定めている。 2. 定めていない。

(単位：社，%)

定めている		定めていない	
284	28.2	724	71.8

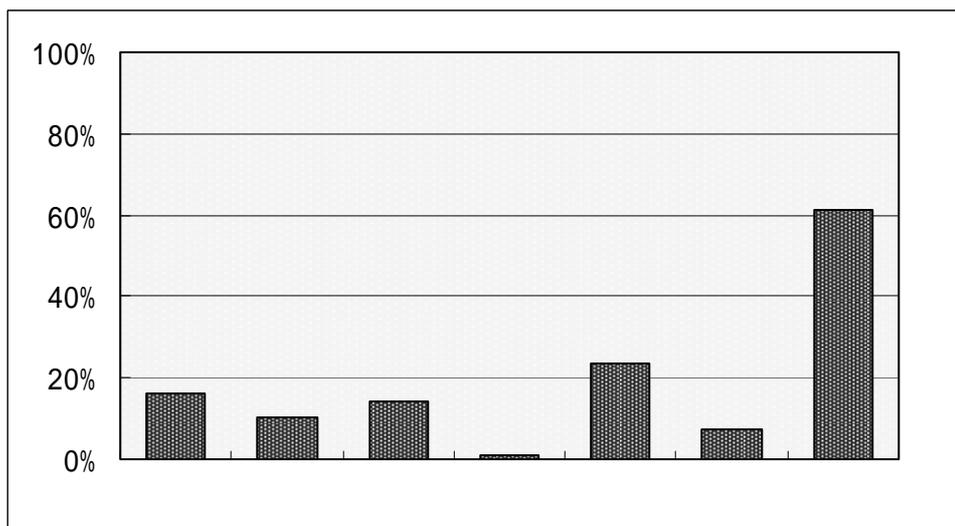
また、従業員が業界団体の会合に参加する際の留意事項等については(複数回答可)、「会合のテーマに応じて、参加する職員を選定する」が24%、「会合に参加する旨を事前にコンプライアンス担当部門に報告させる」が16%、「会合で議論された内容をコンプライアンス担当部門に報告させる」が14%等となっている。

問15の2. 問15で「定めている」と回答した方にお伺いします。従業員が事業者団体の会合に参加する際には、どのような留意事項等を定めていますか(複数回答可)。  
 1. 会合に参加する旨を事前にコンプライアンス担当部門に報告させる。  
 2. 会合に参加した旨を事後的にコンプライアンス担当部門に報告させる。  
 3. 会合で議論された内容をコンプライアンス担当部門に報告させる。  
 4. コンプライアンス担当部門の職員を同席させる。  
 5. 会合のテーマに応じて、参加する職員を選定する。  
 6. 営業部門の職員を出席させない。  
 7. その他

(単位：社，%)

事前にコンプライアンス担当部門に報告		事後的にコンプライアンス担当部門に報告		議論された内容をコンプライアンス担当部門に報告		コンプライアンス担当部門の職員を同席させる	
47	16.4	30	10.5	41	14.3	3	1.0

テーマに応じて、参加する職員を選定する		営業部門の職員を出席させない		その他	
68	23.7	21	7.3	176	61.3



なお、「その他」の項目については、以下のような回答があった。

- ・ あらかじめ登録された会合以外の出席を禁止。
- ・ 営業担当者については、同業他社の営業担当者が出席する可能性のある会合参加を原則禁止し、出席する場合はコンプライアンス部門の承認を受けた上で出席。
- ・ 会合において独占禁止法に抵触する疑いのある話になった場合は、反対の意思を明確に表示した上で退席する。
- ・ 必要に応じて弁護士を同席。

#### (6) コンプライアンスの取組への経営トップの関与

企業のコンプライアンスに関しては、経営トップの関与が重要であるといわれているところ、経営トップのコンプライアンスへの関与については（複数回答可）、「常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている」が74%、「コンプライアンス委員会のトップとなっている」が49%、「法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している」が36%である。

この点について、平成18年調査では「常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている」が71%、「コンプライアンス委員会のトップとなっている」が41%、「法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している」が32%であり、すべての項目において平成18年調査からわずかながらも割合が増加している。

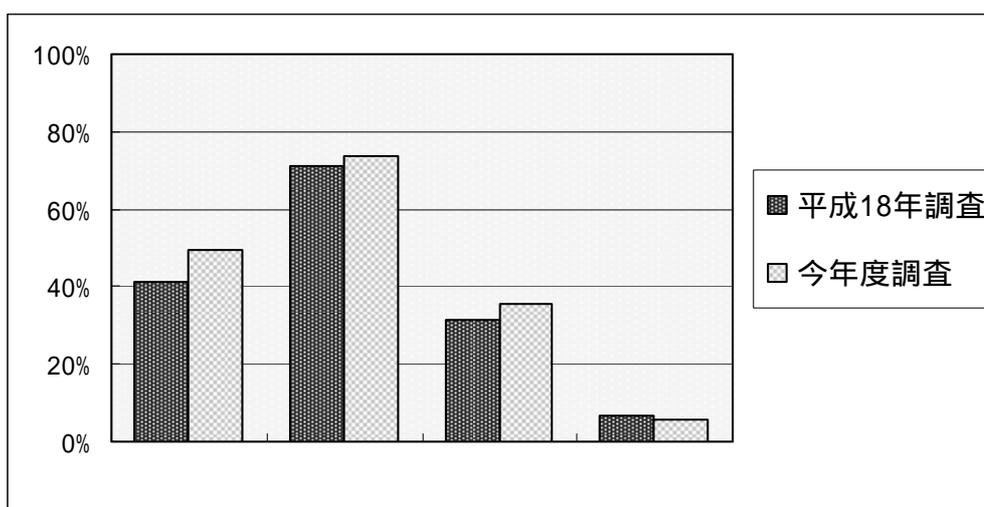
問16．企業のコンプライアンスに関しては経営トップの関与が重要であるといわれておりますが、貴社においては、経営トップは独占禁止法等関連のコンプライアンスにどのようなかかわりを持っていますか（複数回答可）。

- 1．コンプライアンス委員会のトップとなっている。
- 2．常日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている。
- 3．法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している。
- 4．その他

平成18年調査との比較

（単位：社，％）

	コンプライアンス委員会のトップとなっている		コンプライアンスの重視を呼びかけている		法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している		その他	
	社数	％	社数	％	社数	％	社数	％
平成18年調査	480	41.4	822	70.9	368	31.7	77	6.6
今年度調査	500	49.3	745	73.5	363	35.8	56	5.5



#### （7）独占禁止法等違反による法的措置の自主的な公表

独占禁止法等違反により、公正取引委員会の処分等を受けた場合、どのような処分等を自主的に公表することとしているかについては（複数回答可）、「独占禁止法違反行為に対する排除措置命令及び課徴金納付命令」が79%、「独占禁止法違反行為に対する刑事告発」が78%、「景品表示法違反行為に対する排除命令」が67%、「下請法違反行為に対する勧告」が63%、「課徴金減免制度の適用」が54%である。

また、「公表しない」と回答した企業は4%であり、平成18年調査の19%と比較して、その割合は大きく減少している。

なお、「その他」の項目については、例えば「景品表示法違反行為に関する警

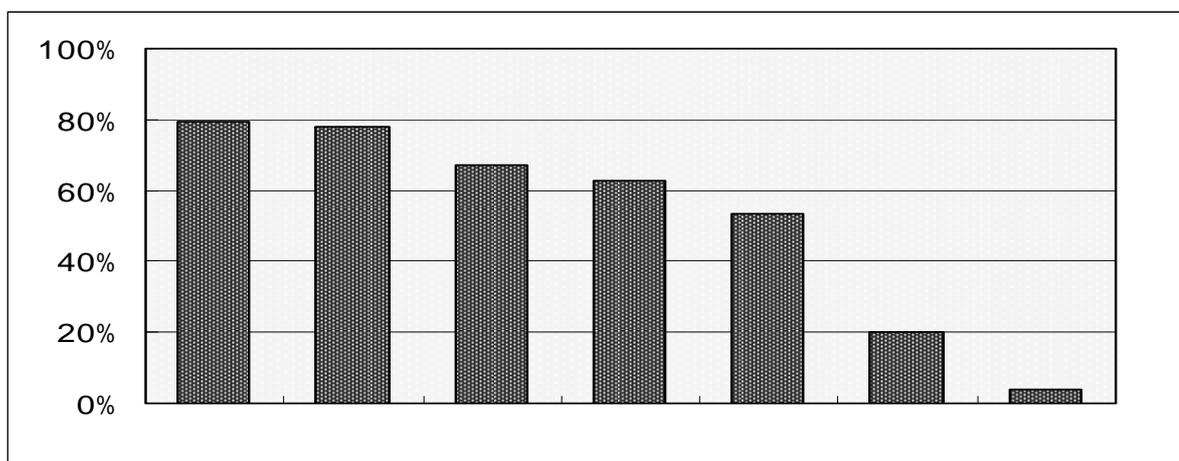
告」との回答があった。

<p>問17（前段）. 貴社が独占禁止法等違反による公正取引委員会の処分等を受けることになった場合、貴社の方針としては、どのような処分等を自主的に公表することとしていますか（複数回答可）。</p> <p>1. 独占禁止法違反行為に対する排除措置命令及び課徴金納付命令</p> <p>2. 独占禁止法違反行為に対する刑事告発</p> <p>3. 景品表示法違反行為に対する排除命令</p> <p>4. 下請法違反行為に対する勧告</p> <p>5. 課徴金減免制度の適用</p> <p>6. その他</p> <p>7. 公表しない</p>
--

（単位：社，％）

独占禁止法違反行為に対する排除措置命令及び課徴金納付命令		独占禁止法違反行為に対する刑事告発		景品表示法違反行為に対する排除命令	
572	79.4	560	77.8	484	67.2

下請法違反行為に対する勧告		課徴金減免制度の適用		その他		公表しない	
452	62.8	386	53.6	143	19.9	27	3.8



さらに、公表することとされている措置の公表の方法については（複数回答可）、それぞれ、「自社ホームページへの掲載」、「プレスリリース」、「証券取引所への適時開示」等の割合が高くなっており、「有価証券報告書」及び「事業報告等に記載」の割合は低くなっている。

なお、「その他」の項目については、「社告」、「CSR報告書に記載」等の回答があった。

問17（後段）. また，公表することとされている措置について，それぞれの公表の方法を下記のア～カから選択し，括弧の中に記載してください（複数回答可）。

- ア．プレスリリース
- イ．有価証券報告書
- ウ．事業報告等に記載
- エ．自社ホームページへの掲載
- オ．証券取引所への適時開示
- カ．その他

（単位：社，％）

	ア プレスリリース		イ 有価証券報告書		ウ 事業報告等に記載		エ 自社ホームページへの掲載	
	独占禁止法違反行為に対する排除措置命令及び課徴金納付命令	391	71.6	281	51.5	279	51.1	445
独占禁止法違反行為に対する刑事告発	394	73.9	274	51.4	270	50.7	430	80.7
景品表示法違反行為に対する排除命令	337	73.4	192	41.8	191	41.6	368	80.2
下請法違反行為に対する勧告	282	66.4	171	40.2	171	40.2	328	77.2
課徴金減免制度の適用	229	64.3	158	44.4	153	43.0	268	75.3

	オ 証券取引所への適時開示		カ その他	
	独占禁止法違反行為に対する排除措置命令及び課徴金納付命令	381	69.8	43
独占禁止法違反行為に対する刑事告発	371	69.6	42	7.9
景品表示法違反行為に対する排除命令	295	64.3	43	9.4
下請法違反行為に対する勧告	260	61.2	48	11.3
課徴金減免制度の適用	219	61.5	46	12.9

独占禁止法等違反による公正取引委員会の処分等を公表することとした理由については（複数回答可），「情報開示を行うことにより，企業としての社会的責任を果たすため」が93％，「会社法の改正により，法令遵守体制の整備が取締役会の義務となったため」が48％，「取引先からの信頼を確保するため」が48％，「株主からの違法行為に係る情報開示の要請がなされているため」が29％である。

#### 4 独占禁止法に関する社内監査の実施

##### <ポイント>

独占禁止法を含む法令遵守に関する社内監査を行っている企業は78%であり、平成18年調査の44%から割合が大きく増加している。

社内監査を実施する体制については、コンプライアンス部門とは別の監査部門が実施している企業が80%である。

社内監査の実施方法について、担当者が使用するパソコンの保存データの調査を行う企業は7%、担当者が使用する手帳、ノート等の調査を行う企業は4%である。

社内監査の実施に当たって、監査対象部署にあらかじめ監査を実施する旨を伝えずに実施している企業は9%、弁護士等の外部の者が含まれた監査を実施している企業は2%である。

社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合に、課徴金減免制度を利用することを考えている企業は43%であるが、52%の企業が利用するか分からないと回答している。

##### (1) 社内監査の実施の有無及び監査の実施体制

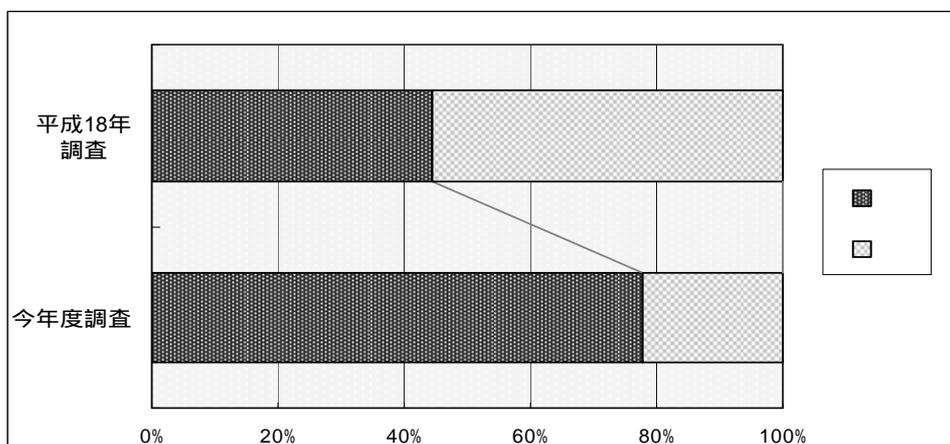
独占禁止法を含む法令遵守に関する社内監査を「行っている」企業は78%であり、平成18年調査の44%から割合が大きく増加している。

問18. 貴社では、独占禁止法を含む法令遵守に関する社内監査を行っていますか。  
1. 行っている。 2. 行っていない。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	行っている		行っていない	
平成18年調査	521	44.3	656	55.7
今年度調査	804	77.9	228	22.1



また、問5の回答状況と併せてみると、独占禁止法等違反について、「自社や自社グループ会社において起こり得るものであり、危機感を持っている」と回答した企業が、「自社では起こり得ないと思う」と回答した企業と比較して独占禁止法を含む法令遵守に関する社内監査を「行っている」割合が高くなっている。

(単位：社，%)

	行っている		行っていない	
「起こり得ないと思う」と回答した企業	172	73.8	57	24.5
「危機感を持っている」と回答した企業	579	78.7	153	20.8
「よく分からない」と回答企業	35	68.6	16	31.4

社内監査を実施する体制については、「コンプライアンス部門とは別に設置している監査部門が実施している」が80%、「コンプライアンス部門が実施している」が13%、「各事業部門の担当が自分の担当業務について実施している」が2%、「弁護士等の外部の組織が実施している」が1%未満である。

問18の2．問18で「行っている」と回答した方にお伺いします。社内監査はどのような体制で実施していますか。

- 1．コンプライアンス部門が実施している。
- 2．コンプライアンス部門とは別に設置している監査部門が実施している。
- 3．弁護士等の外部の組織が実施している。
- 4．各事業部門の担当が自分の担当業務について実施している。
- 5．その他

(単位：社，%)

コンプライアンス部門が実施		コンプライアンス部門とは別に設置している監査部門が実施		弁護士等の外部の組織が実施		各事業部門の担当が自分の担当業務について実施		その他	
96	12.8	597	79.6	3	0.4	13	1.7	41	5.5

## (2) 社内監査の実施方法等

社内監査を「行っている」企業における監査の具体的な実施方法については(複数回答可)、「監査対象の担当部門の責任者に対するヒアリング調査」が82%、「契約に関する書類(契約書、覚書等)の調査」が67%、「担当者個人に対するヒアリング調査」が52%、「帳簿類等の会計書類の調査」が49%、「担当者が保管する上記5、6(契約に関する書類及び帳簿類)以外の業務書類の調査」が33%等である。

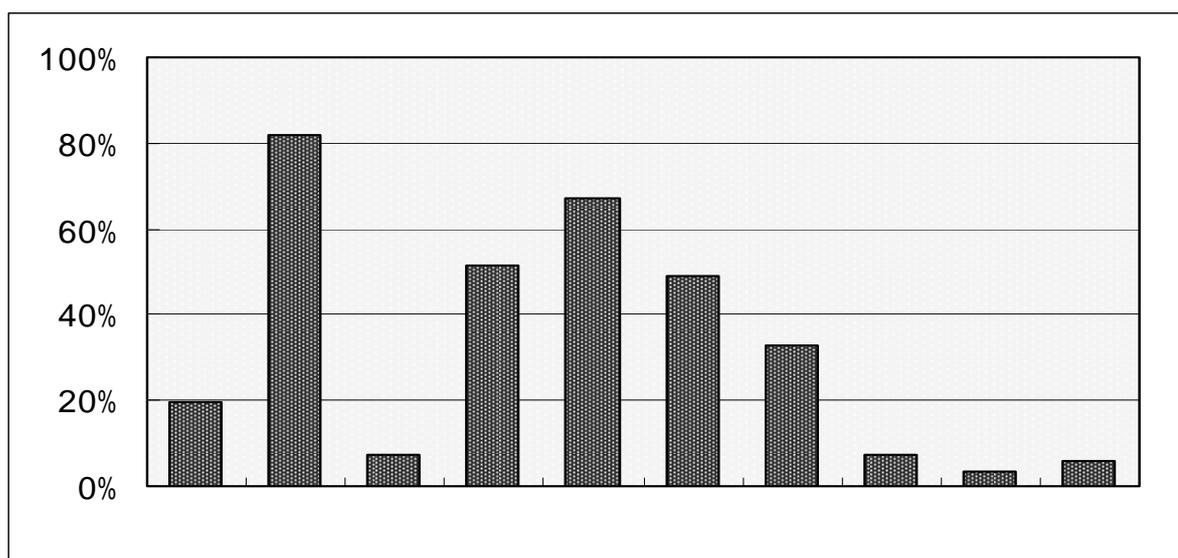
また、社内監査の実施頻度については、「年1回以上定期的に実施」が59%、「不定期に実施」が20%、「2年に1回程度定期的に実施」が12%である。

問18の3．問18で「行っている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する社内監査の具体的な実施方法はどのようなものですか（複数回答可）。

- 1．監査対象の担当部門の責任者に対するアンケート調査
- 2．監査対象の担当部門の責任者に対するヒアリング調査
- 3．担当者個人に対するアンケート調査
- 4．担当者個人に対するヒアリング調査
- 5．契約に関する書類（契約書、覚書等）の調査
- 6．帳簿類等の会計書類の調査
- 7．担当者が保管する上記5，6以外の業務書類の調査
- 8．担当者が使用するパソコンの保存データの調査
- 9．担当者が使用する手帳，ノート等の調査
- 10．その他

（単位：社，%）

監査対象の担当部門の責任者に対するアンケート調査		監査対象の担当部門の責任者に対するヒアリング調査		担当者個人に対するアンケート調査		担当者個人に対するヒアリング調査		契約に関する書類（契約書、覚書等）の調査	
153	19.6	639	81.9	57	7.3	403	51.7	526	67.4
帳簿類等の会計書類の調査		担当者が保管する上記5,6以外の業務書類の調査		担当者が使用するパソコンの保存データの調査		担当者が使用する手帳、ノート等の調査		その他	
383	49.1	256	32.8	58	7.4	27	3.5	47	6.0



社内監査の実施に当たって、監査対象となる部署に対してあらかじめ監査を実施する旨が伝えられているか否かについては、「あらかじめ監査を実施する旨を伝えている」が77%、「あらかじめ伝える場合と伝えない場合の両方を実施している」が15%、「監査を実施する旨はあらかじめ伝えずに監査を実施している」が9%である。

また、社内監査の実施に当たって、監査を実施する者に弁護士等の外部の者が含まれているか否かについては、「含まれていない」が95%、「含まれている」が2%、「含まれている場合と含まれていない場合の両方を実施している」が2%である。

問18の5. 問18で「行っている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する社内監査の実施に当たって、監査対象となる部署に対してはあらかじめ監査を実施する旨が伝えられていますか。

1. あらかじめ監査を実施する旨を伝えている。
2. 監査を実施する旨はあらかじめ伝えずに監査を実施している。
3. あらかじめ伝える場合と伝えない場合の両方を実施している。

(単位：社，%)

あらかじめ監査を実施する旨を伝えている		監査を実施する旨はあらかじめ伝えずに監査を実施している		あらかじめ伝える場合と伝えない場合の両方を実施している	
597	77.0	66	8.5	112	14.5

問18の6. 問18で「行っている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する社内監査の実施に当たって、監査を実施される方に弁護士等の社外の方が含まれていますか。

1. 含まれている。
2. 含まれていない。
3. 含まれている場合と含まれていない場合の両方を実施している。

(単位：社，%)

含まれている		含まれていない		含まれている場合と含まれていない場合の両方を実施している	
19	2.4	744	95.3	18	2.3

(3) 課徴金減免制度の利用

社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合には、課徴金減免制度を利用したいと考えているのかについては、「よく分からない」が52%、「利用することを考えている」が43%、「利用することを考えていない」が5%であり、平成18年調査において、「利用することを考えている」が23%であったことと比較して、割合が大きく増加している。ただし、この点については、今年度調査において「制度を勉強してみたい」との項目を削除したことも影響しているものと考えられる。

<p>問19. 社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合には、課徴金減免制度を利用したいと考えていますか。</p> <p>1. 利用することを考えている。      2. 利用することを考えていない。</p> <p>3. よく分からない。</p>
--

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	利用することを考えている		利用することを考えていない		よく分からない		制度を勉強してみたい	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
平成18年調査	267	23.2	29	2.5	372	32.3	485	42.1
今年度調査	412	43.2	48	5.0	493	51.7	-	-

(注)「制度を勉強してみたい」の項目は、今年度調査では設けられていない。

また、問11の回答状況と併せてみると、社内で独占禁止法違反行為を発見した場合、どのような対応を採るか「決めている」企業についても、課徴金減免制度を利用するか「よく分からない」と回答した企業が半数近く存在している。

(単位：社，%)

	利用することを考えている		利用することを考えていない		よく分からない	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
「決めている」と回答した企業	342	45.5	25	3.3	331	44.0
「決めていない」と回答した企業	68	24.9	23	8.4	156	57.1

業種別の回答では、回答企業数の少ない水産・農林業及び鉱業を除くと、不動産業で72%、建設業で58%と、課徴金減免制度を利用するか「よく分からない」と回答した企業の割合が高くなっている。

(単位：社，%)

	利用することを 考えている		利用することを 考えていない		よく分からない	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
水産・農林業	0	0.0	0	0.0	2	100.0
鉱業	0	0.0	0	0.0	1	100.0
建設業	25	37.3	3	4.5	39	58.2
製造業	227	48.3	16	3.4	227	48.3
電気・ガス業	7	46.7	0	0.0	8	53.3
運輸・情報通信業	26	39.4	3	4.5	37	56.1
商業	58	39.7	9	6.2	79	54.1
金融・保険業	32	35.2	8	8.8	51	56.0
不動産業	2	11.1	3	16.7	13	72.2
サービス業	23	39.0	4	6.8	32	54.2

さらに、課徴金減免制度を「利用することを考えている」企業において、同制度を利用する理由については（複数回答可）、「企業としての社会的責任を果たすため」が89%、「独占禁止法違反行為を早期に是正するため」が79%、「徹底した法令遵守活動を社内に浸透させるため」が63%、「株主の利益を確保するため」が63%、「公取委の審査活動により発生する自社のコストを軽減させるため」が29%等となっている。

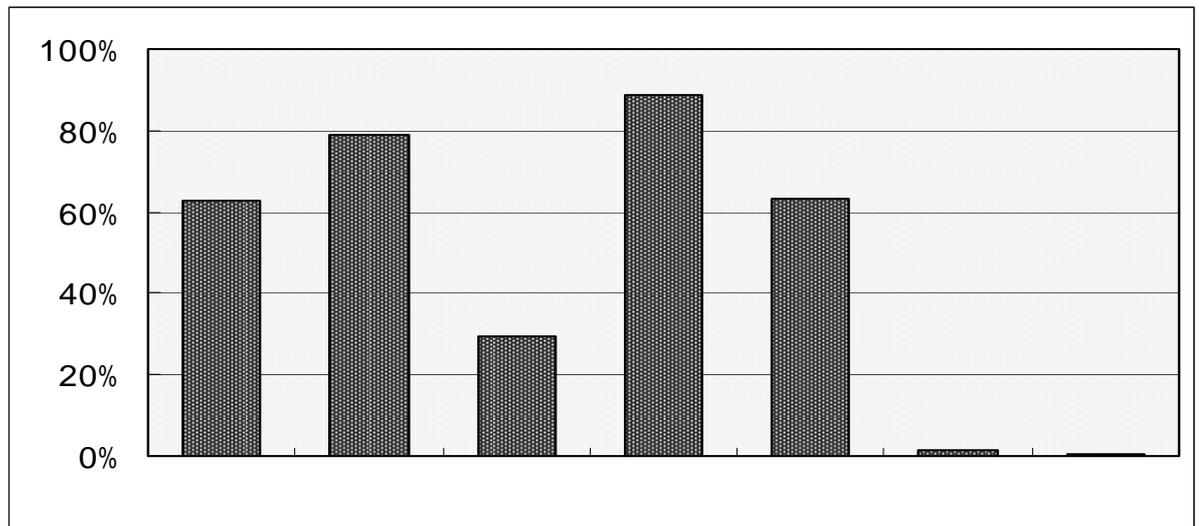
問19の2．問19で「利用することを考えている」と回答した方にお伺いします。課徴金減免制度を利用するのは、課徴金の減額・免除以外に、どのような理由がありますか（複数回答可）。

- 1．株主の利益を確保するため
- 2．独占禁止法違反行為を早期に是正するため
- 3．公取委の審査活動により発生する自社のコストを軽減させるため
- 4．企業としての社会的責任を果たすため
- 5．徹底した法令遵守活動を社内に浸透させるため
- 6．その他
- 7．なし

(単位：社，%)

株主の利益を確保 するため		独占禁止法違反行為を早 期に是正するため		公取委の審査活動により発生す る自社のコストを軽減させるため		企業としての社会 的責任を果たすため	
250	62.7	314	78.7	117	29.3	354	88.7

徹底した法令遵守活動 を社内に浸透させるため		その他		なし	
253	63.4	5	1.3	1	0.3



## 5 海外の事業所等における取組等

### <ポイント>

海外の事業所等で競争法違反が発見された場合、日本に所在する本社に当該情報が入るようになっている企業は92%である。

海外の事業所等における競争法違反の情報が入った場合、日本法人において同様の行為がないか調査を行うこととなっている企業は71%である。

#### (1) 事業を展開している日本国外の地域等

日本国外で事業を展開している企業は69%であり、事業を展開している日本国外の地域については(複数回答可)、「アジア」が97%、「北米」が74%、「欧州」が60%、「中南米」が27%、「大洋州」が26%等である。

また、法令遵守について投入している費用・担当人員等の負担を含めて最もコンプライアンスに留意している地域については、「日本」が80%、「米国」が5%、「欧州」が1%等であり、この点については平成18年調査から大きな割合の変化は見られない。

問20の3.問20で「展開している。」と回答した方にお伺いします。貴社は法令遵守について投入している費用・担当人員等の負担を含めてどの地域でのコンプライアンスに最も留意していますか。

1. 日本      2. 米国      3. 欧州      4. その他      5. 分からない

#### 平成18年調査との比較

(単位:社,%)

	日本		米国		欧州		その他		分からない	
平成18年調査	354	74.2	46	9.6	7	1.5	-	-	70	14.7
今年度調査	522	80.3	30	4.6	4	0.6	46	7.1	48	7.4

(注)平成18年調査においては「その他」の項目は設けられていない。

#### (2) 海外の事業所等で競争法違反が発見された場合の対応

海外の事業所等において競争法違反が発見された場合、日本に所在する本社に当該情報が「入るようになっている」企業は92%である。

また、当該情報が入った場合、日本国内において同様の行為がないか調査を「行うこととなっている」企業は71%、「行うこととなっていない」企業は29%である。

問20の4.問20で「展開している。」と回答した方にお伺いします。貴社の海外における事業所等で競争法違反が発見された場合、日本本社に当該情報が入るようになっていますか。

1. 情報が入るようになっている。      2. 情報が入るようにならない。

(単位：社，%)

情報が入るようになっている		情報が入るようになっていない	
626	92.3	52	7.7

問20の5 . 問20の4で「情報が入るようになっている。」と回答した方にお伺いします。情報が入った場合，日本法人において同様の行為がないか調査を行うこととなっていますか。

1 . なっている。

2 . なっていない。

(単位：社，%)

なっている		なっていない	
424	71.4	170	28.6

## 有価証券報告書及び事業報告の記載事項の調査

### 1 調査の趣旨

独占禁止法違反により法的措置を受けた場合、当該事実を自主的に公表することとしているかどうかは、企業コンプライアンス向上のための取組が真摯なものかどうかの一つの指標となると考えられるところ、平成18年調査においては、このような考えに基づき、平成7年度から平成16年度の10年間に独占禁止法違反により法的措置を受けた企業を対象に、有価証券報告書及び営業報告書の記載内容を調査し、これらの報告書において独占禁止法違反により法的措置を受けた旨が記載されているか否かについて調査を行った。

今年度においては、平成18年調査の調査期間後の平成17年度から平成19年度までの間に独占禁止法違反により法的措置を受けた企業を対象に、有価証券報告書及び事業報告（平成18年5月1日の会社法施行以前については営業報告書を指す。以下同じ。）の記載事項について調査を行い、独占禁止法違反により法的措置を受けた旨の記載状況の変化について検証を行った。

また、今年度実施したアンケート調査において、グループ企業のコンプライアンスへの関与の状況について調査を行っているところ、傘下のグループ企業の独占禁止法違反による法的措置に関する親会社の有価証券報告書及び事業報告における記載状況を確認するため、独占禁止法違反による法的措置を受けた企業のうち、非上場の者について、その親会社が有価証券報告書の提出義務がある場合については、当該親会社が提出した有価証券報告書及び事業報告を調査した。

### 2 調査結果

#### (1) 独占禁止法違反により法的措置を受けた企業における有価証券報告書及び事業報告の記載事項の調査

平成17年度から平成19年度において独占禁止法違反により法的措置を受けた企業のうち有価証券報告書の提出義務のある企業は、延べ222社であるところ、このうち、有価証券報告書に独占禁止法違反による法的措置の記載がある企業は64%、事業報告において独占禁止法違反による法的措置の記載がある企業は74%、有価証券報告書及び事業報告の両方に記載がある企業は54%、少なくとも有価証券報告書又は事業報告のいずれか一方に記載がある企業は84%である。

この結果について、平成18年調査の調査結果のうち、有価証券報告書及び事業報告の両方についてデータが入手できている平成13年度から平成16年度までの調査結果と比較したところ、有価証券報告書及び事業報告ともに独占禁止法違反による法的措置の記載の割合が大幅に増加していることが確認された。

特に、少なくとも有価証券報告書又は事業報告のいずれか一方に記載がある企業の割合については、平成18年調査においては42%と半数以下であったのに対し、

今年度調査においては84%と割合が大きく増加している。

平成18年調査との比較

(単位：社，%)

	対象事業者数	有価証券報告書(A)に記載		事業報告(B)に記載		(A)，(B)両方に記載		少なくとも(A)，(B)いずれか一方に記載	
平成18年調査 (平成13年度～平成16年度)	189	56	29.6	72	38.1	49	25.9	79	41.8
今年度調査 (平成17年度～平成19年度)	222	143	64.4	164	73.9	120	54.1	187	84.2

(2) 傘下のグループ会社における独占禁止法違反による法的措置に関する有価証券報告書及び事業報告の記載事項の調査

平成17年度から平成19年度において、独占禁止法違反により法的措置を受けた非上場企業の親会社について調査したところ、有価証券報告書の提出義務のある親会社は延べ64社存在した。

当該64社のうち、傘下のグループ会社における独占禁止法違反による法的措置について、有価証券報告書に記載がある企業は44%、事業報告において記載がある企業は48%、有価証券報告書及び事業報告の両方に記載がある企業は42%、少なくとも有価証券報告書及び事業報告のいずれか一方に記載がある企業は50%であった。

グループ企業における法的措置の記載

(単位：社，%)

	対象事業者数	有価証券報告書(A)に記載		事業報告(B)に記載		(A)，(B)両方に記載		少なくとも(A)，(B)いずれか一方に記載	
今年度調査 (平成17年度～平成19年度)	64	28	43.8	31	48.4	27	42.2	32	50.0

## 調査結果を踏まえた考え方

### 1 独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組

#### (1) 独占禁止法等違反に対する危機意識と独占禁止法等関係のコンプライアンスの体制整備

自社において独占禁止法等違反が起こる可能性について尋ねたところ、起こり得る問題として危機感を持っている企業は72%であり、平成18年調査の51%から割合が大きく増加している<sup>1</sup>。

また、独占禁止法等遵守の規程の策定、独占禁止法等に関する法令遵守の研修の実施、独占禁止法等に関するヘルプライン等の設置についても、すべての項目において、平成18年調査から策定・実施等の割合が増加している<sup>2</sup>。

自社において独占禁止法等の違反が起こる可能性についての認識と独占禁止法等関係のコンプライアンスの体制整備の状況を併せ見ると、独占禁止法等遵守の規程、独占禁止法等に関する研修の実施、独占禁止法等に関するヘルプライン等の設置のすべての項目について、起こり得る問題として危機感を持っていると回答した企業の方が、起こり得ないと思うと回答した企業と比較して、策定・実施等の割合が高くなっており、以上のことから判断すると、独占禁止法等違反に対する危機意識を持つことが独占禁止法等関係のコンプライアンスの体制整備につながっているものと考えられる。

#### (2) 独占禁止法等に関するヘルプライン等の設置状況

ヘルプライン等、従業員の行為が独占禁止法等に違反する疑いが生じた場合に、それに気付いた他の従業員が、相談・通報できる窓口を設置している企業は96%であり、平成18年調査から割合が大きく増加しており、ほとんどの企業において設置されたものと評価できる<sup>3</sup>。

しかしながら、その一方で、ヘルプライン等に対する独占禁止法等に係る相談・通報件数は多くない状況にある<sup>4</sup>。

この点について、アンケートに回答のあった企業のうち数社に対して実施したヒアリング調査（以下「ヒアリング調査」という。）によれば、まず、ヘルプライン等の存在を従業員に浸透させるため、「研修等において、ヘルプライン等に関する説明を繰り返し行う。」、「ヘルプライン等の電話番号等を記載したカードを従業員に配布し、常に携帯させる。」、「ヘルプライン等に覚えやすい名称を付ける。」等の取組が見られた。また、ヘルプライン等を利用しやすいものとするため、「秘密厳守、中立性、非公式性、独立性を確保された相談員（組織内オンブズパーソン）を設置する。」、「女性従業員が利用しやすいように外部窓口として女性の弁護

<sup>1</sup> 本文9頁 2(1)参照。

<sup>2</sup> 同11頁 2(2)～17頁 2(4)参照。

<sup>3</sup> 同17頁 2(4)参照。

<sup>4</sup> 同上。

士を配置する。」等を行う事例が見られた。さらに、通報後の対応として、「通報を行った従業員に対して、調査結果を通知した数ヵ月後に、通報により不利益な扱いを受けていないか等のフォローアップを行う。」といった事例も見られた。

このように、企業においてヘルプライン等をより使用しやすいものとする様々な工夫を行っており、今後も更なる取組を推進することが望まれる。

### (3) 独占禁止法等違反に関する自主申告窓口の設置状況

従業員が独占禁止法等違反を行った場合、当該違反行為を従業員自らが相談・申告できる制度を設けているか尋ねたところ、16%の企業が制度を定めていない<sup>5</sup>。

従業員の中に独占禁止法等違反行為を行った者が存在した場合、企業としては、当該違反行為の事実を早急に把握し、是正に向けた対策を採ることが重要となるところ、違反行為を行った従業員が自ら相談・申告できる窓口を整備するとともに、当該窓口を従業員に対して周知することが望まれる。

自主申告を行った場合、当該従業員に対する社内処分を軽減する等の規程を定めているかについては、「社内処分を軽減する等の規程が定められている」と回答した企業は14%である<sup>6</sup>。この点について、アンケート調査及びヒアリング調査によれば、独占禁止法違反を含む違反行為について、「従業員が自らの法令違反行為を通報してきたときは、懲戒処分に当たって処分の減免を考慮する。」、「社内処分を決定する際、自らの違反行為の存在を申し出た時期について、しんしゃく事項とする。」旨の規程を定めている企業も存在する。

また、「規程は定められていないが、実際に処分を検討する中で、社内処分の軽減等の考慮事項の一要素にはなっている」と回答した企業が63%となっているが、そのうち、その旨が従業員に周知されている企業は14%にとどまっている。

この点について、ヒアリング調査によれば、「懲戒処分は、当該違反行為の状況により個別に判断されるものであり、自主申告を行ったことに対する一律の軽減事由を就業規則等に定めることは困難であり、規則等に定められていない点について、従業員に周知することも困難である。」との意見が多かったところである。

自主申告を処分の軽減事由として就業規則等に定めることは、違反の内容、程度等が様々であることから、一律に定めることは困難ということはあると考えられるものの、少なくとも入札談合等の課徴金減免制度の適用対象となる独占禁止法違反行為に関して言えば、従業員に自主申告を促すことにより、企業自らが社内の隠れた違反行為を早期に把握することから得られるメリットは存在するものと考えられる。そのため、すべての場合において処分が軽減されることはないとしても、処分が軽減されるケースを明示し、その旨を周知する等、従業員が違反行為を自発的に相談・申告することが可能となる仕組みを構築することが望ま

---

<sup>5</sup> 同 20 頁 2(5)参照。

<sup>6</sup> 同上。

しい。

## 2 独占禁止法等関係のコンプライアンスの実効性確保

### (1) 独占禁止法等違反への対応

自社において独占禁止法等違反行為を発見した場合の対応を決めている企業は73%であり、平成18年調査から割合が増加している<sup>7</sup>。

違法行為が見つかった場合の対応をあらかじめ決めておくことは、問題の早期解決、問題の拡大を防ぐために非常に重要であることから、独占禁止法等違反行為を発見した場合の対応を決めていない企業においては、早急に対応を取り決めておく必要がある。

その際、当該対応については、すべての企業において経営トップに報告が行われ、経営トップが当該違反行為について確実に状況を把握しておく必要がある。

また、発見された違反行為について行政当局へ通報することは、カルテル及び入札談合の違反事例については課徴金減免の対象となり得ることに加え、これら以外の違反事例であっても、企業の社会的責任を果たすとの観点から必要なものであると考えられるところ、当該対応については、社内の情報伝達及び社内での対策の検討にとどまらず、行政当局への通報等の対策を含めた全体的な対応とすることが望ましい。

### (2) 業界団体の会合に関する留意事項等

従業員が業界団体の会合に参加する際に、独占禁止法に係るコンプライアンスの観点からの留意事項等を定めている企業は28%にとどまっている<sup>8</sup>。

業界団体の会合については、様々なものが存在するが、過去に業界団体の会合が価格カルテル等の独占禁止法違反行為につながった事例も存在するため、企業においては、従業員の業界団体の会合への参加については、独占禁止法違反の未然防止の観点から留意事項等を定め、従業員に周知する必要がある。

この点について、アンケート調査及びヒアリング調査によれば、「営業担当者については、同業他社の営業担当者が出席する可能性のある会合への参加を原則禁止し、出席する場合はコンプライアンス部門の承認を受けた上で出席。」、「意思決定権を持つ従業員については、同業者との会合については全てコンプライアンス部門へ会合の内容を報告する。」、「会合において独占禁止法に抵触する疑いのある話になった場合は、反対の意思を明確に表示した上で退席する。」等の留意事項を定めている企業もあり、企業においては、このような具体的な留意事項等を定めておくことが望まれる。

---

<sup>7</sup> 同 23 頁 3(1)参照。

<sup>8</sup> 同 28 頁 3(5)参照。

### (3) コンプライアンスの取組への経営トップの関与

独占禁止法等のコンプライアンスの徹底のためには、経営トップの関与が重要なものと考えられる。

独占禁止法等のコンプライアンスに対する経営トップの関与の在り方としては、常日ごろから会議・研修等でコンプライアンスの重視を呼びかけている企業が74%、コンプライアンス委員会のトップとなっている企業が49%、法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している企業が36%となっており、すべての項目において平成18年調査からわずかながらも割合が増加しており、今後も更なる関与が進むことが望まれる<sup>9</sup>。

この点について、ヒアリング調査によれば、「経営トップが全国の事業所に出向き、従業員に直接コンプライアンスの重要性を伝える。」といった取組を行っている企業もあった。

経営トップ自らが従業員に対し、コンプライアンスの重要性を呼びかけることは、企業のコンプライアンスに対する姿勢を従業員に示すことにより、従業員のコンプライアンスに対する認識を深めさせ、コンプライアンス制度の形骸化を防ぐ上で非常に重要なものであることから、すべての企業の経営トップが行うことが望まれる。

また、前記(1)に記載したように、独占禁止法等違反行為が発見された場合には、経営トップに報告が行われ、経営トップが当該違反行為について確実に状況を把握しておく必要がある。

### (4) 独占禁止法等違反による法的措置の自主的な公表

独占禁止法等違反により公正取引委員会の処分等を受けた場合、自主的に公表する処分等の内容としては、独占禁止法違反行為に対する排除措置命令及び課徴金納付命令が79%、独占禁止法違反行為に対する刑事告発が78%、景品表示法違反行為に対する排除命令が67%等となっており、公表しないと回答した企業は4%であった。この点については、平成18年調査において、公表しないと回答した企業が19%であったことと比較して、法的措置について公表する企業の割合が増加している<sup>10</sup>。

また、公表の手段については、すべての事項でおおむね同様の傾向となっており、プレスリリース、自社ホームページへの掲載及び証券取引所への適時開示により公表を行っている企業は60%から80%となっているが、有価証券報告書及び事業報告により公表を行っている企業は、40%から50%にとどまっている<sup>11</sup>。

有価証券報告書及び事業報告への法的措置等の記載状況については、今年度実施した、独占禁止法違反により公正取引委員会から法的措置を受けた企業におけ

<sup>9</sup> 同 29 頁 3(6)参照。

<sup>10</sup> 同 30 頁 3(7)参照。

<sup>11</sup> 同上。

る有価証券報告書及び事業報告の記載事項調査によれば、平成17年度から平成19年度にかけて独占禁止法違反により法的措置を受けた企業のうち、少なくとも有価証券報告書又は事業報告のいずれか一方に当該法的措置について記載していた企業は84%であり、実際に法的措置を受けた企業の多くが、有価証券報告書又は事業報告にその旨を記載していることが確認された<sup>12</sup>。

有価証券報告書は、企業の財務情報等の状況を投資家に対して開示する目的で作成され、投資家が投資を行うに際しての重要な判断資料となるものであり、事業報告は、株式会社が株主総会に対して会社の現況について報告する目的で作成されるものであり、これらはいずれも企業の独自の判断で行われる自社ホームページへの掲載等と異なり、法令に基づいて作成することとされているものであることから、企業においては、独占禁止法等違反事件について、企業における事業上の重要な課題として位置づけ、違反行為が生じた場合には、有価証券報告書及び事業報告においてその旨を記載することをあらかじめ定め、違反行為について投資家及び株主に対して報告するようにしておくことが望まれる。

また、会社法の規定によれば、取締役会が決定すべき株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備として、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制が含まれるところ（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）、傘下のグループ会社が独占禁止法違反により法的措置等を受けた際は、当該事実を自社を含むグループ全体の問題として捉え、当該法的措置等について、有価証券報告書及び事業報告へ記載することが望まれる。

### 3 独占禁止法に関する社内監査の実施

#### (1) 社内監査の実施の有無及び監査実施体制

独占禁止法を含む法令遵守に関する社内監査を行っている企業は78%であり、平成18年調査の44%から割合が大きく増加している。

また、社内監査を実施する体制については、コンプライアンス部門とは別の監査部門が実施している企業が80%であり、最も割合が高くなっている<sup>13</sup>。

社内監査を実施する部署については、監査の対象となる部署からの独立性と監査を実施する上での権限が十分に確保される必要があると考えられる。

この点について、ヒアリング調査によれば、監査を実施する部署については、他の社内部署から完全に独立した組織とし、また、代表取締役直轄の組織とする等、独立性と権限を十分に確保する取組が進められており、今後も更なる取組が進められることが期待される。

---

<sup>12</sup> 同 42 頁 2(1)参照。

<sup>13</sup> 同 33 頁 4(1)参照。

## (2) 社内監査の実施方法等

社内監査の具体的な実施方法については、監査対象の担当部門の責任者に対するヒアリング調査が82%、契約に関する書類（契約書、覚書等）の調査が67%、担当者個人に対するヒアリング調査が52%等となっている<sup>14</sup>。

社内監査においては、その実効性の確保が重要となるところ、例えば、アンケート調査又はヒアリング調査のみの監査を行った場合、当該監査が形骸化し、監査対象部門の事業活動を正確に監査部門が把握できなくなるおそれがあることから、社内監査については、アンケート調査やヒアリング調査のみの実施にとどまらず、契約に関する書類の調査、帳簿類等の会計書類の調査及び担当者が保管するその他の業務書類の調査を行い、社内監査の実効性が確保されることが望まれる。

また、社内監査の効果を高める方法としては、担当者が保管するパソコンの保存データや担当者が使用する手帳・ノート等までの調査、社内監査の実施に当たって、あらかじめ監査を実施する旨を伝えずに監査を実施すること、監査の第三者性の確保及び専門的知見の活用の観点から、弁護士等の社外の者を監査のメンバーに含むことが考えられるところ、今回の調査においては、担当者が保管するパソコンの保存データの調査を行っている企業は7%、担当者が使用する手帳、ノート等の調査を行っている企業は4%、あらかじめ監査を実施する旨を伝えずに監査を実施している企業は9%、社内監査の実施に当たって弁護士等の社外の者が含まれている企業は2%にとどまっている<sup>15</sup>。

これらの点について、ヒアリング調査によれば、社内監査における書類等の調査の範囲については、「従業員のプライバシーへの配慮との関係から、パソコンの保存データや手帳等の調査は困難である。」等の意見があった。また、あらかじめ監査を実施することを伝えることについては「事前に通知を行っていないと、担当者のスケジュールの都合がつかない、保存資料の用意ができない等、監査が効率的に実施できない。」等の意見があった。さらに、監査に弁護士等の社外の者を加えることについては「監査部門の第三者性が既に十分確保されており、社外の者を加える必要性がない。」等の意見があった。

しかしながら、アンケート調査において、前記の方法を用いた監査を行っていない旨回答した企業であっても、具体的な違法行為の存在が推認されるような場合の監査においては、従業員のパソコンや手帳等まで調査を行い、あらかじめ通知を行わずに監査を実施し、対象となる従業員には社外弁護士がヒアリングを行う等、違反行為をより積極的に把握する方法を採る企業もあった。

企業においては、すべての社内監査について、従業員のパソコン及び手帳等までの調査を行ったり、あらかじめ通知を行わずに監査を実施したり、監査に弁護士等の社外の者を加えることは困難な事情があるとは思われるものの、違反行為

<sup>14</sup> 同 34 頁 4(2)参照。

<sup>15</sup> 同上。

が推認されるような場合には、その実態をより積極的に把握するための方法を用いた監査を実施できるよう規程等を整備し、必要に応じて、より実効性の高い監査を実施することが望まれる。その場合においては、課徴金減免制度の適用申請、当局による調査等を想定して、収集した資料等の保存・管理等を厳格に行う必要がある。

### (3) 課徴金減免制度の利用

社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合に、課徴金減免制度を利用することを考えている企業は43%であり、平成18年調査の23%から大きく割合が増加しているが、一方で、課徴金減免制度を利用するかよく分からないと回答した企業が52%と一番割合が高くなっている<sup>16</sup>。

また、独占禁止法等違反行為を発見した際の対応を決めている企業においても、課徴金減免制度を利用するか分からないと回答した企業は44%と半数近く存在しており、独占禁止法等違反行為を発見した際の対応は決められているものの、当該対応に課徴金減免制度の利用に関する対応が含まれていないものと考えられる<sup>17</sup>。

課徴金減免制度が導入された平成18年1月から平成21年1月までの間に、公正取引委員会が排除措置命令等を行ったカルテル及び入札談合のうち、課徴金減免制度の適用の対象となり得る事例は32件存在するところ、このうち、これまでに同制度の適用を受けた事業者が公表を申し出た事例は、公正取引委員会の調査開始日以後に申請が行われた事例も含めて27件である。また、同制度の適用を受けた旨の公表を申し出た企業のうち上場企業は延べ49社であるところ、内訳は製造業48社、建設業1社であり、製造業を中心として事例の積み重ねが進んでいる。

その一方で、今年度調査において、製造業の48%、建設業の58%の企業が課徴金減免制度を利用するか「よく分からない」と回答しており、この点について、ヒアリング調査によれば「ケース・バイ・ケースで判断する。」、「課徴金減免制度の利用に関する社内制度は定めていないが、実際に事例があった場合は、検討する。」、「現在、社内制度を検討中である。」との回答が多く、課徴金減免制度の利用について態度を決めかねている状況が窺える。したがって、企業、特に製造業及び建設業に属するものは、これまでの課徴金減免制度の適用事例を踏まえ、独占禁止法違反行為が見つかった際の対応を検討するに当たっては、課徴金減免制度の積極的な利用について検討を進めることが望まれる。

## 4 海外の事業所等における取組等

海外の事業所等において競争法違反が発見された場合、日本に所在する本社に当該情報が入ってくるようになっている企業は92%であるが、当該情報が入った際に、

<sup>16</sup> 同 37 頁 4(3)参照。

<sup>17</sup> 同上。

日本国内においても同様の行為がないか調査を行うこととなっていない企業は29%である<sup>18</sup>。

国際カルテル等、海外で行われている競争法違反行為が、日本国内でも行われている事例が存在するところ、海外の事業所等で競争法違反が発覚した際には、日本国内においても同様の行為が行われていないか調査を実施することが望ましい。

## 5 総括

### (1) 平成18年調査の指摘事項に対する現状とその評価

平成18年調査において当委員会が指摘した事項は、以下の4点である。

ア コンプライアンス・マニュアル策定、コンプライアンス委員会及びヘルプラインなどの体制整備については調査対象とした一部上場企業の7, 8割程度で実施していたが、これらが実施されたのは比較的近年であり、実際の利用状況が低いなど実質的なコンプライアンスの向上はこれからの課題。

イ 今後、改善していくためには、経営トップの意識・行動の改革、社員の意識向上・内部統制の充実の両面から、経営トップが自ら取り組んでいくことが重要。

ウ 独占禁止法については、その違反の可能性があるという危機意識は約半数あるものの、独占禁止法の研修・監査は十分行われているとは言いがたく、社員の意識向上あるいは内部統制の充実のための企業の施策が強く望まれる。

エ 独占禁止法改正により課徴金減免制度が導入されたことを受けて、社内監査が行われた率は極めて低い状況にあり、また、課徴金減免制度を活用したいと考えている企業は約4分の1にとどまっているが、実際の事例が生じるにつれて、問題意識も高まってくるのではないかと期待。

今回の調査の結果を踏まえ、平成18年調査の指摘事項に対する現状とその評価は以下のとおりである。

#### ア コンプライアンス・マニュアル策定等の体制整備について

コンプライアンス・マニュアル策定、コンプライアンス委員会及びヘルプライン等の体制の整備については、すべての項目において、平成18年調査と比較して整備の割合が増加しており、平成18年調査以降、約3年間で企業におけるコンプライアンス体制の整備が進んだものと評価できる。

しかし、ヘルプライン等の利用状況については、独占禁止法等に関する相談・通報についての利用がないという企業の割合は低下しているものの、未だに利用がない企業も多い。現在、企業においてもヘルプライン等を利用しやす

<sup>18</sup> 同40頁 5(2)参照。

いものとするための取組は進められている状況であるが、今後もより一層利用しやすいものとするのが望まれる。

#### イ コンプライアンスの取組への経営トップの関与について

コンプライアンスの取組への経営トップの関与については、平成18年調査と比較して、すべての質問項目において、関与している割合がわずかながらも増加している点は評価できる。

コンプライアンスの取組に関する経営トップの関与については、企業におけるコンプライアンスの推進において非常に重要なものと考えられることから、経営トップにおいては自社のコンプライアンスの取組について、今後も更なる関与を進めることが望まれる。

なお、社団法人日本経済団体連合会（経団連）で定められた「企業行動憲章」（平成16年5月18日最終改定）においても「経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。」「本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決に当たる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。」等、コンプライアンスの取組への経営トップの関与について定められている。

#### ウ 独占禁止法等違反に対する危機意識及び独占禁止法等に関する研修・監査について

独占禁止法等違反に関して危機意識を持っている企業の割合は、平成18年調査と比較して大きく増加し、それに伴って、独占禁止法等に関する研修・監査を実施している企業の割合も増加しており、危機意識を持つことにより体制の整備が進んだものと評価できる。

#### エ 課徴金減免制度の利用について

課徴金減免制度の利用については、自社で独占禁止法違反行為が発見された場合に、課徴金減免制度を利用したいと考えている企業の割合は増加している一方で、約半数の企業が利用するかよく分からないと回答しており、企業においては、平成18年1月の課徴金減免制度導入後の事例を踏まえて、独占禁止法違反行為が見つかった際の対応をあらかじめ検討するに当たっては、課徴金減免制度の積極的な利用について検討することが望まれる。

### (2) 今後の課題

今年度調査の結果をみると、平成18年調査以降、上場企業においては、コンプライアンス全般の取組及び独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組とも、全体として体制の整備は大きく進んでいるものと考えられる。

コンプライアンスの取組については、体制の整備がなされた後は、当該体制が効果的に運営されることや体制をより具体的で実態に即したものに整えていくことが課題になると思われる。

これらの課題については、前記(1)「平成18年調査の指摘事項に対する現状とその評価」で指摘した事項のほか、以下のような対応策を採ることが望ましいと考えられる。

- ・ 経営トップ自らが従業員に対し、コンプライアンスの重要性を呼びかけること
- ・ 業界団体の会合への参加に関して、独占禁止法違反の未然防止の観点から具体的な留意事項等を定めて従業員に周知すること
- ・ 自主申告が社内処分の軽減の考慮事項となるケースを明示し、その旨を周知する等、従業員が違反行為を自発的に相談・申告することが可能となる仕組みを構築すること
- ・ 違反行為が推認されるような場合に、必要に応じて実効性の高い社内監査を実施すること
- ・ 社内で独占禁止法等違反行為を発見した場合は、経営トップに報告を行うとともに、企業の社会的責任を果たすとの観点から、社内の情報伝達及び社内での対策の検討にとどまらず、行政当局への通報等を含めた全体的な対応を採ること
- ・ 自社及び傘下のグループ企業における独占禁止法等違反による法的措置について、有価証券報告書及び事業報告へ記載することにより自主的に公表すること

公正取引委員会は、今後とも独占禁止法等の厳正な執行を行うとともに、企業コンプライアンスの実態の把握に努め、企業のコンプライアンス向上を促していくこととしたい。

# 参 考 資 料

アンケート調査票

## 独占禁止法に関するコンプライアンスについてのアンケート調査

この調査票の取扱いについては、万全を期し、秘密を厳守します。また、集計結果の公表の際には企業名を特定されることの無いよう、十分な対策を講じます。

### 記入上の注意

- 1 太枠の については、その内容を記入し、番号欄については、該当する番号（1,2, ）を で囲んでください。
- 2 回答が難しい質問については、その答えの欄は空欄でも差し支えございません。
- 3 「複数回答可」と記載されている質問事項以外は、1つだけ選んでお答えください。
- 4 適当な項目が無い場合には、その他の部分に記入してください。

会社名		記入担当 ( 部署名 )	
所在地		( 担当者名 )	
		( 電話番号 )	

\* 上記の会社名，記入担当，所在地等については，差し支えなければ，御記載いただければと存じますが，空欄でも結構です。

資 本 金					
1 億円未満	1 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
1	2	3	4	5	6

従 業 員 数 ( 単体ベース )				
500 人未満	500 人以上 1,000 人未満	1,000 人以上 5,000 人未満	5,000 人以上 10,000 人未満	10,000 人以上
1	2	3	4	5

### 主たる業種

- |           |             |        |           |
|-----------|-------------|--------|-----------|
| 1. 水産・農林業 | 2. 鉱業       | 3. 建設業 | 4. 製造業    |
| 5. 電気・ガス業 | 6. 運輸・情報通信業 | 7. 商業  | 8. 金融・保険業 |
| 9. 不動産業   | 10. サービス業   |        |           |



## 独占禁止法等関係のコンプライアンスの取組

問 5. 最近, 独占禁止法等(注)違反事件が大きく報道されておりますが, 貴社において独占禁止法等の違反が起こり得るかどうかについてどう思いますか。

1. 自社では起こり得ないと思う。
2. 自社や自社グループ会社において起こり得るものであり, 危機感を持っている。
3. よく分からない。

(注)「独占禁止法等」とは, 独占禁止法, 下請法及び景品表示法を指します。以下, 本調査票において使用する「独占禁止法等」については, 全て同じ扱いとします。

問 6. 貴社のコンプライアンス・マニュアルに独占禁止法等の遵守に関する内容は含まれていますか。

1. 含まれている。
2. 含まれていない。

問 6 の 2. 問 6 で「含まれている。」と回答した方にお伺いします。具体的にどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

1. 価格カルテル
2. 入札談合
3. 不当廉売
4. 再販売価格の拘束
5. 優越的地位の濫用
6. 下請代金の支払遅延
7. 下請代金の減額
8. 商品・役務内容等の不当表示
9. その他( )

問 6 の 3. 問 6 で「含まれている。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係るコンプライアンス・マニュアルをいつ頃定められましたか。

1. 2006 年以降
2. 2001 年から 2005 年
3. 2000 年以前

問 6 の 4. 問 6 で「含まれている。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係るコンプライアンス・マニュアルを定めた契機は何ですか。

1. 法令違反によって処分を受けたこと
2. 社会的な注目の高まり
3. 社内・株主からの要請
4. その他( )

問 6 の 5. 問 6 で「含まれていない。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係るコンプライアンス・マニュアルを定めていない理由について, お答えください(複数回答可)。

1. 幹部の理解が乏しいため
2. 業務が独占禁止法と関係しないため
3. 独占禁止法が難しいため
4. 営業活動の制約となるため
5. 業界・他社が取り組んでないため
6. 人手・費用のゆとりがないため
7. 各従業員の自発的取組で十分なため
8. 既に法令遵守が確保されているため
9. その他( )

問6の6. 問6で「含まれていない。」と回答した方にお伺いします。今後、独占禁止法等に係るコンプライアンス・マニュアルを定める予定はありますか。

- 1. 現在策定中
- 2. 1年以内に策定予定
- 3. 2年以内に策定予定
- 4. 策定の予定なし

問7. 貴社は独占禁止法等に関する法令遵守の研修を行っていますか。

- 1. 行っている。
- 2. 行っていない。

問7の2. 問7で「行っている。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に関する法令遵守の研修をどのように実施していますか(複数回答可)。

- 1. 採用時の導入研修
- 2. 年1回以上全従業員に研修
- 3. 年1回以上管理職に研修
- 4. 営業従事者のみに実施(頻度: )
- 5. その他( )

問7の3. 問7で「行っている。」と回答した方にお伺いします。その研修の実施方法はどのようなものですか(複数回答可)。

- 1. 講義形式の研修
- 2. PC(e-ラーニング等)を用いたコース
- 3. 社外研修への参加
- 4. マニュアル等の配布のみ
- 5. その他( )

問7の4. 問7で「行っている。」と回答した方にお伺いします。その研修の実施効果はどのように確かめられていますか(複数回答可)。

- 1. 研修終了後にテストを実施
- 2. 研修に関するアンケート
- 3. 外部評価委員による研修評価
- 4. 効果測定は行っていない。
- 5. その他( )

問8. 最近、ヘルプライン等の名称の相談窓口が設けられている例が見受けられますが、貴社において、従業員の行為が独占禁止法等に違反する疑いが生じた場合に、それに気づいた他の従業員が、相談・通報できる相談・通報窓口を設置していますか。

- 1. 設置している。
- 2. 設置していない。

問8の2. 問8で「設置している。」と回答した方にお伺いします。その相談窓口は、どの部門又は機関ですか(複数回答可)。

- 1. 法務部, 人事部等の社内部署
- 2. コンプライアンス委員会
- 3. 弁護士事務所等の外部機関
- 4. その他( )

問8の3. 問8で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係る相談の年間の件数は何件ぐらいですか。

- 1. 1件以上5件未満
- 2. 5件以上10件未満
- 3. 10件以上20件未満

4. 20 件以上                      5. その他 (                      )  
6. 利用なし

問 8 の 4. 問 8 で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係る相談・通報窓口に通報があった際の調査はどの部門又は機関が行いますか(複数回答可)。

1. 関係部署の課長等の上司                      2. 法務部, 人事部等の管理部門  
3. 取締役・執行役員                      4. コンプライアンス委員会  
5. 監査役                      6. 弁護士事務所等の外部機関  
7. その他 (                      )

問 8 の 5. 問 8 で「設置している。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法等に係る相談・通報窓口等の対応はどのような方法で社内周知が図られていますか(複数回答可)。

1. 人事研修, 社内セミナー                      2. リーフレット等の配布  
3. イントラネットへの掲載                      4. 社外セミナーへの参加  
5. 各従業員の自主的取組                      6. 事例集等の取りまとめ  
7. その他 (                      )  
8. 特に行わない。

問 8 の 6. 問 8 で「設置している。」と回答した方にお伺いします。貴社において, ヘルプライン等に情報提供を行った従業員の保護に関する制度等を定めていますか。

1. 定めている。                      2. 定めていない。

問 8 の 7. 問 8 の 6 で「定めている」と回答した方にお伺いします。ヘルプライン等に情報提供を行った従業員に対する保護に関する制度等の内容にはどのようなものがありますか(複数回答可)。

1. 匿名通報の受理                      2. 通報に関する秘密の保持  
3. 通報を理由とした不利益取扱いの禁止  
4. 提供された情報に関する社内調査結果等の通知  
5. その他 (                      )

問 9. 問 8 に関連してお伺いします。貴社において, 従業員が独占禁止法等に違反する行為を行った場合, 当該違反行為を行った従業員自らが違反行為について, 相談・申告できる制度を設けていますか。

1. 自主申告専用の窓口を設置している。  
2. 自主申告専用の窓口は設置していないが, 問 8 のヘルプライン等と同じ窓口を利用できるようになっている。  
3. 自主申告については, 通常の職制ライン内の直属の上司に相談することになって









問 18 の 2 . 問 18 で「行っている」と回答した方にお伺いします。社内監査はどのような体制で実施していますか。

- 1 . コンプライアンス部門が実施している。
- 2 . コンプライアンス部門とは別に設置している監査部門が実施している。
- 3 . 弁護士等の外部の組織が実施している。
- 4 . 各事業部門の担当が自分の担当業務について実施している。
- 5 . その他 ( )

問 18 の 3 . 問 18 で「行っている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する社内監査の具体的な実施方法はどのようなものですか (複数回答可)。

- 1 . 監査対象の担当部門の責任者に対するアンケート調査
- 2 . 監査対象の担当部門の責任者に対するヒアリング調査
- 3 . 担当者個人に対するアンケート調査
- 4 . 担当者個人に対するヒアリング調査
- 5 . 契約に関する書類 (契約書, 覚書等) の調査
- 6 . 帳簿類等の会計書類の調査
- 7 . 担当者が保管する上記 5, 6 以外の業務書類の調査
- 8 . 担当者が使用するパソコンの保存データの調査
- 9 . 担当者が使用する手帳, ノート等の調査
- 10 . その他 ( )

問 18 の 4 . 問 18 で「行っている。」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する法令遵守の社内監査の実施頻度はどの程度ですか。

- 1 . 年 1 回以上定期的に実施
- 2 . 2 年に 1 回程度定期的に実施
- 3 . 不定期に実施 (平均頻度 : )
- 4 . その他 ( )

問 18 の 5 . 問 18 で「行っている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する社内監査の実施に当たって、監査対象となる部署に対してはあらかじめ監査を実施する旨が伝えられていますか。

- 1 . あらかじめ監査を実施する旨を伝えている。
- 2 . 監査を実施する旨はあらかじめ伝えずに監査を実施している。
- 3 . あらかじめ伝える場合と伝えない場合の両方を実施している。

問 18 の 6 . 問 18 で「行っている」と回答した方にお伺いします。独占禁止法に関する社内監査の実施に当たって、監査を実施される方に弁護士等の社外の方が含まれていますか。

- 1 . 含まれている。
- 2 . 含まれていない。
- 3 . 含まれている場合と含まれていない場合の両方を実施している。



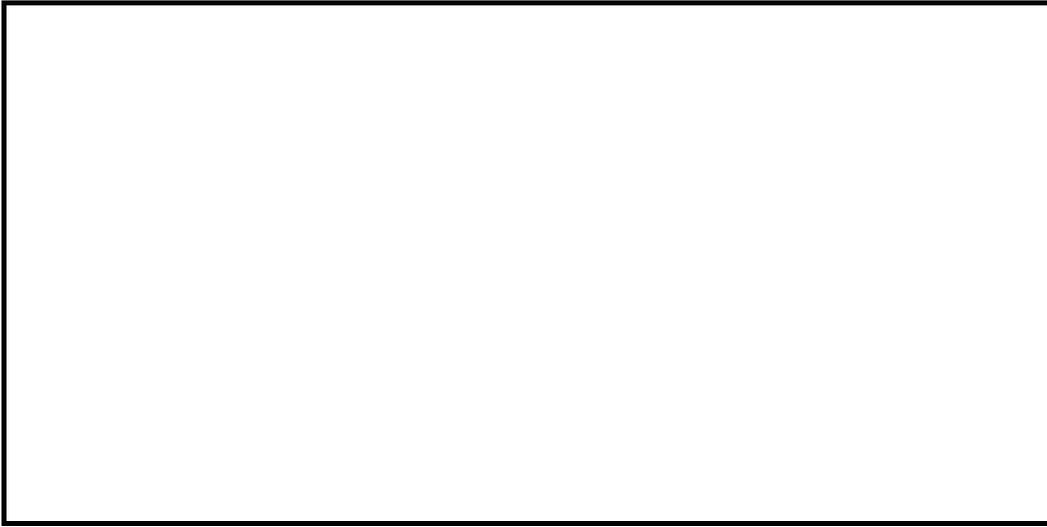
うこととなっていますか。

1. なっている。

2. なっていない。

その他

問 21. 独占禁止法等のコンプライアンスが有効に機能するために貴社としてどのようなことに留意しているか記載してください。その他、日ごろコンプライアンスに関して感じている点がございましたら、御自由に記載してください。



なお、貴社のコンプライアンス関係の規程等を添付していただければ、幸甚に存じます。御協力ありがとうございました。